

2022年6月6日

総代の皆さまへ

大阪府中央区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

2022年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社2022年定時総代会を下記のとおり開催いたします。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年7月4日（月曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 2022年7月5日（火曜日）
午前10時30分から

2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 2021年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 審議委員会審議事項報告の件

決議事項

- 第1号議案 2021年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 社員配当金割当ての件
- 第3号議案 取締役11名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.sumitomolife.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 2021年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2021年度のが国経済は、新型コロナワクチンの普及や各種政策の効果等により持ち直しの動きとなりましたが、年度末にはロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、景気の先行きに対する不透明感が高い状況となりました。

国内株式は、上半期末にかけては新型コロナウイルスの新規感染者数の減少や企業業績の改善などを背景に上昇しましたが、その後は変異株の流行や資源価格の高騰により企業業績への影響が懸念されたことなどから軟調に推移し、年度末にはロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、変動の大きい相場となりました。国内長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、低水準で推移したものの、年度末には海外金利の上昇につれて、国内長期金利も上昇しました。

<事業の経過及び成果>

こうした状況の中、引き続き3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2022」に掲げる「社会に貢献する」「社会に信頼される」「社会の変化に適応する」という3つの基本方針のもと、『なくてはならない』生命保険会社の実現を目指し、特に、ウェルビーイング^{※1}と、サステナビリティという観点に注力し、各事業分野での取組みを進めました。

当社の創業以来不変の存在意義（パーパス）は「社会公共の福祉に貢献する」ことですが、その「貢献」領域については、保険本来の役割である経済的保障という領域に留まらず、健康増進や将来の疾病予防などの領域へと、社会環境とともに拡大してまいりました。さらに、これから先は人生100年時代の到来により、単に身体の健康だけでなく精神的・社会的な意味での「健康」も重要になり、貢献領域は一層拡大していくことから、“住友生命「Vitality」”^{※2}を中心に、「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」への貢献に注力しております。また、社会やお客さまに、一層のウェルビーイングに繋がる価値を提供していくという点においては、人生100年時代の到来に向け、社会保障制度の補完という生命保険の役割に鑑みた情報提供等が重要であり、社会保障制度に関する教育の強化等の取組みを進めました。

※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

※2 “住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。

一方、「社会公共の福祉に貢献する」というパーパスの実現にあたっては、社会全体への貢献という観点も重要であり、SDGs達成、すなわちサステナビリティの取組みを積極的に行っております。「スミセイ中期経営計画2022」に掲げる3つの基本方針に則った経営を実践することで、環境・社会のサステナビリティ向上に貢献すると同時に当社のサステナビリティも高めていくという考えのもと、気候変動への対応などの取組みを加速させました。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客さまと従業員への感染拡大の防止を最優先とした取組みを継続しました。お客さまへの対応としては、引き続きデジタルツール等を活用しつつ、お客さまのご要望に沿った方法でのコンタクトに努めるとともに、保険料払込猶予期間の延長や、医療機関以外での療養の場合にも保健所の証明書等の提出により入院給付金をお支払いする対応等、ご契約に関する特別取扱いを行いました。従業員への対応としては、新型コロナワクチンの接種を推奨するとともに、東京・大阪の両本社を会場として職域接種も実施しました。また、引き続き在宅勤務や時差出勤を推進するとともに、パルスオキシメーターの配備等、感染した従業員の療養のサポート等にも努めました。

(サステナビリティ)

2020年3月に設置した「サステナビリティ推進協議会」において、サステナビリティの取組みに関する経営レベルでの検討・共有を実施しており、2021年4月には、脱炭素および持続可能な社会の実現に貢献するため、2050年温室効果ガス（GHG）排出量ネットゼロ^{※3}を目指すことを宣言し、生命保険事業者として職員参画での取組みを進めるとともに、機関投資家として責任投資（ESG^{※4}投融資およびスチュワードシップ活動^{※5}）に注力しました。また、同年9月にはサステナビリティの取組みをまとめたレポートの発刊などディスクロージャの充実にも努めるとともに、グループ全体としての「人権への取組み」を一層進めるべく同年11月に「住友生命グループ人権方針」を制定・公表しました。

(個人保険分野)

個人保険分野では、変化する社会環境や多様化するお客さまのニーズに対応しつつ、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。

※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する（全体としての温室効果ガスの排出をゼロにする）ことを意味します。

※4 ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字をとったものです。ESG投融資とは、財務情報に加え、ESG要素を含む非財務情報を考慮した投融資行動を意味します。

※5 日本版スチュワードシップ・コードに沿って実践する投資先企業との建設的な対話および議決権行使にかかる活動を意味します。

営業職員チャンネルでは、長寿社会におけるお客さまのニーズに対応したコンサルティングとサービスの提供に努めており、新型コロナウイルス感染拡大に対応し、デジタルツール等の活用を進めながら、“住友生命「Vitality」”の提供等により、健康寿命の延伸という社会課題の解決に取り組むことで、「豊かで明るい長寿社会の実現」を目指しております。

“住友生命「Vitality」”については、加入者の歩数や健康診断に関する調査、お客さまアンケート結果によると、日々の歩数の増加や健康診断結果の改善が見られるとともに、生活の質の向上に繋がっているという声も多く寄せられており、2021年6月にVitality健康プログラムを家族と一緒に取り組みやすくした「家族プラン」を、2022年3月には、若年層に対する健康意識の醸成を目的とした「ライトプラン」を発売しました。さらに、提出された健康診断の情報に基づいて作成され、健康診断結果の継続管理や相対評価が把握できるツール「Vitality健康レポート」を導入しました。また、“住友生命「Vitality」”にご加入のお客さま以外にも健康増進の価値をお届けするため、2021年4月から、保険契約と切り離しVitality健康プログラムの一部を無料で最大4週間体験できる「Vitality体験版」の提供を全国で開始しました。

その他、東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス 東海クラシック」への特別協賛や、2021年に本ツアーで優勝した西村優菜プロとのスポンサー契約、テレビCM・SNS等を活用したプロモーションの展開等、“住友生命「Vitality」”の認知度・ブランドイメージの向上に努めております。

なお、“住友生命「Vitality」”につきましても2022年3月に累計販売件数100万件を突破しており、引き続き“住友生命「Vitality」”の更なる進化を通じて、「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」への貢献を目指してまいります。

一方、資産形成という観点からも幅広くお客さまのニーズに応えるべく、若年層の貯蓄志向が上昇傾向である点を踏まえて、2021年9月に死亡保障と資産形成の機能を持った平準払終身保険「5年つみたて終身保険」を発売し、貯蓄性商品のラインアップを充実させました。

さらに、こうした若年層のニーズを踏まえた商品だけではなく、人生100年時代において認知症への備えの提供は一層重要となるため、既存の「認知症PLUS（プラス）」※6と比較し、保障範囲を限定することで低廉な保険料を実現するとともに、4つの告知のみでご加入いただける商品「スミセイの認知症保険」を2022年3月に発売しました。

また、多様化するお客さまのニーズに一層お応えすることを目的として、業務提携を通じた商品ラインアップの拡充も図っております。エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、“住友生命「Vitality」”を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

※6 2020年3月発売の、軽度認知障害（MCI）から認知症まで幅広く保障した商品です。

サービス面では、「人ならではの」の価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況・状態に応じたサービスを提供し、お客さまの体験価値を向上させることを目指しております。ご加入時やご加入後の事務手続きに加え、2022年1月には給付金請求手続きのデジタル化を開始するなど、保険事務手続き全領域でデジタルの活用を進めております。また、「スミセイ未来応援活動」※7を中心としたアフターサービスの提供にあたっては、2021年3月のがん保障のレベルアップ等をすべてのお客さまにお知らせすべく「お客さま総訪問活動」を実施しました。こうした中、非接触のニーズを踏まえたデジタルツール等の活用を進めるとともに、高齢社会やデジタル社会を踏まえた対応として、「スミセイのご家族アシストプラス」※8や「スミセイダイレクトサービス」※9の登録の手続きを推進しました。

なお、アクサ生命保険株式会社と共同開発し、2019年10月から一部地域で提供を開始した介護関連サービス「ウェルエイジングサポートあすのえがお」については、2021年4月から全国展開を始めており、ご好評をいただいております。

こうした販売とサービスの担い手となる営業職員については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごと※10の採用・育成体制のもと、優秀人材の採用および継続教育により、コンサルティング力の向上とサービスの充実に努めております。

金融機関等代理店チャンネルでは、資産形成ニーズにお応えする貯蓄性商品を中心とした販売を推進するとともに、多様化するお客さまのニーズや環境変化に的確にお応えしていくために、お客さま向けサービスや代理店向けサポートの拡充に努めております。

子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社にて、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しております。こうした中、医療技術の進歩等によって、がんの治療方法が多様化していることを踏まえ、2021年6月にはがん治療保険を発売し、あわせて主力商品である医療終身保険等についても給付内容を充実させる商品改定を行い、ご好評をいただいております。なお、このような新契約の増加に伴い今後必要となる資本の確保のため、2022年3月に200億円の増資を行いました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めております。

また、保険ショップを展開するいずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めており、オンラインを活用した面談など、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応を行っております。

※7 定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする活動です。

※8 お客さまが認知症等になられた場合、あらかじめ登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

※9 ご自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ATMで、簡単に入出金取引・各種お手続き・契約内容照会をご利用いただけるサービスです。

※10 都心部における採用については、人口・事業所の集約等により都心部のマーケットの重要度が高まると考え、採用時期を四半期ごとではなく毎月としております。

(企業保険分野)

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めており、その一環として、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズにお応えする団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」「ホスピタV」の販売に注力しております。また、企業年金分野におけるSDGsやESG経営の推進等といったニーズにもお応えすべく、団体年金特別勘定特約「円貨建株式口E」（ESG運用）を発売しました。また、オンラインを活用しつつ健康増進やライフプラン等をテーマとした各種セミナーを実施するなど、情報提供にも努めております。

(資産運用)

資産運用では、「ALM^{※11}運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、お客さまに安心・満足いただける資産運用の実現に向け、引き続き資産運用収益力向上とリスクコントロールの強化に取り組みました。また、その実現に向けては、持続可能な社会の存在が前提となるため、ESGを含む中長期的な持続可能性を考慮した資産運用（責任投資）にも取り組みました。

「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、保険契約の負債特性に応じたALMの推進を図るべく、長期の日本国債等への投資を推進しました。また、国内金利が低水準で推移する中、資産運用収益力の向上のため、業種や発行体の分散に十分留意しつつ、為替リスクをとらない外貨建事業債へ積極的に投資を行いました。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、許容されるリスクの範囲内で企業価値の向上を図るべく、株価動向に留意しつつ国内外株式へ投資するとともに、金利や為替水準に留意しつつ為替リスクをとるオープン外国債券への投資を行いました。また、株価や為替の大幅な下落に備えたヘッジの実施など、適切なリスク管理に取り組みました。

加えて、責任投資の一環として、2050年GHG排出量ネットゼロの達成に向け、2021年6月、資産ポートフォリオのGHG排出量削減に係る2030年目標を設定のうえ、主にスチュワードシップ活動を通じた投資先企業との対話の促進や、グリーンボンド等を活用し、企業の資金調達に積極的に応えることに注力しました。さらに、脱炭素社会の実現に向けては、グローバルに連携して取り組むことも重要であるため、同年9月にはPCAF^{※12}に国内生命保険会社として初めて加盟し、同年10月には、Net-Zero Asset Owner Alliance^{※13}にも加盟しました。同月には、これらの責任投資への取組みをまとめた「責任投資活動報告書」を発刊するなど、ディスクロージャの充実にも努めました。

※11 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※12 PCAF (Partnership for Carbon Accounting Financials) とは、資産ポートフォリオのGHG排出量の計測・開示に係る取組みを進める国際イニシアティブです。

※13 Net-Zero Asset Owner Allianceとは、機関投資家が資産ポートフォリオのGHG排出量の2050年ネットゼロを目指す国際イニシアティブです。

(海外事業)

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針とし、長期的にはグループ基礎利益に対する海外事業の貢献割合を20%とすることを目標としております。また、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じて、事業イノベーション等の付加価値の創出を図ることとしております。

この基本方針のもと、シメトラの持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、海外人財の育成および新規M&Aの検討に注力しております。また、海外出資先とのシナジー発揮に向けた取組みとしては、従来当社が運用している海外事業債をシメトラの投資顧問子会社であるSymetra Investment Management Companyへ全面委託する方針を決定し、体制の整備を進めており、この一環として、2022年4月にスミセイ・アセット・マネジメント株式会社を国内に設立しました。今後、本委託を通じ、長期的・安定的な資産運用利回りの向上ならびにグループ間の人財や知見等のリソースの有効活用に向けた取組みを一層進めてまいります。

(イノベーションの創出)

環境や社会の変化に素早く対応すべく、長期的な視点に立った企業変革の取組み（未来投資）の一環として、イノベーションの創出を推進しました。

最新のデジタルテクノロジーを活用した実証実験（Proof of Concept）を通じたサービスの高度化の検討を進め、効果が確認できたテクノロジーについては順次、実装を行っております。また、2020年11月に設立したCVC^{*14}ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND（スミセイイノベーションファンド）」を通じ、WaaS^{*15}エコシステム等の新たな価値の創造を目指して、スタートアップ企業等とのオープンイノベーションによる事業共創に取り組んでおり、具体的には、AIを活用した保険レコメンドシステムの開発や、地域と共助した「生活習慣病の発病・重症化予防プログラム」の実証実験等を行っております。また、オープンイノベーションを通じた社会課題の解決の取組みとして、シンガポールにおいて障がい者の就労支援プログラムを推進しました。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、2016年度に発行した劣後特約付社債700億円を、2021年6月に期限前償還する一方、一層強固な財務基盤を構築するため、米ドル建劣後特約付社債の発行により同年4月に9.2億米ドル（1005億円）を調達しました。

経営管理面では、「お客さま本位の業務運営」の推進にあたり「住友生命グループ行動規範」^{*16}の浸透・実践を図っており、誰もが発言しやすい環境整備（心理的安全性のある組織づくり）に注力しました。また、「消費者志向自主宣言」を策定し、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、こうした取組みが評価され、消費者庁が実施する「令和3年度 消費者志向経営優良事例表彰」において「消費者庁長官表彰」を受賞しました。

^{*14} CVC（Corporate Venture Capital）とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

^{*15} WaaS（Well-being as a Service）とは、ウェルビーイング（よりよく生きること）に貢献するサービスを意味します。

^{*16} 役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために策定した行動規範です。

働き方改革については、「健康でいきいきと生産性高く働く」ことができる職場の実現を目指し、リモートワークの活用や、長時間労働の抑制および休暇取得の促進に取り組みました。

さらに、経営戦略から目指す人財像を定義し、新たな事業戦略を意識した人財ポートフォリオを構築すべく社長を本部長とする「人財共育^{※17}本部」を立ち上げました。社会やマーケットの変化に対し機動的に対応する観点から、固定的な組織を持たない新たな管理職制を新設するなど、この「人財共育」をベースに多様な人財の活用を図ってまいります。

また、当社、子会社、関連法人をあわせて「住友生命グループ」と位置づけ、当社がその経営管理会社としてグループ全体の経営管理を行っていくことを明確化するため、「グループ経営管理基本方針」を制定しました。

(業績の概況)

2021年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、“住友生命「Vitality」”を中心に保障性商品の販売が増加したこと等により前年度比6.1%増の1007億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比13.4%増の697億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.8%減の2兆2693億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※18}については、13月目継続率で97.3%（前年度末比0.4ポイント増）、25月目継続率で92.1%（同2.0ポイント増）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆3001億円（前年度末比0.6%増）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7163億円（同1.9%増）となりました。

※17 経営戦略を具現化する人財を目指し、上司と部下がお互い「育てる存在」かつ「育てられる存在」として共に育つことを意味します。

※18 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：2019年11月から2020年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：2018年11月から2019年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

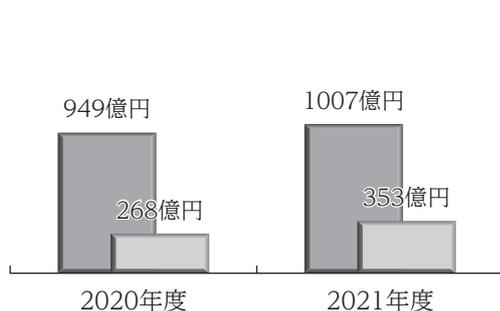
・年換算保険料

	2021年度	前年度比
新契約	1007億円	6.1%増
うち生前給付保障+医療保障等	353億円	31.6%増

	2021年度末	前年度末比
保有契約	2兆2693億円	0.8%減
うち生前給付保障+医療保障等	5585億円	0.6%増

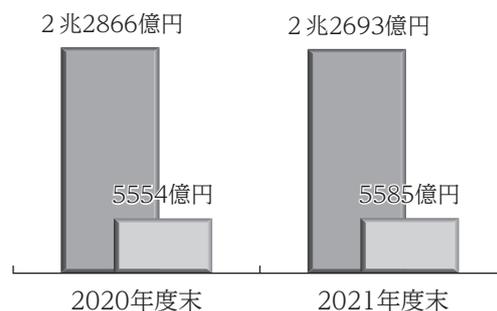
- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・新契約年換算保険料



■新契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

・保有契約年換算保険料



■保有契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2021年度	前年度比
新契約（グループ全体）	2157億円	13.1%増

	2021年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	2兆8845億円	2.9%増

- (注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です（住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険）。
2. シメトラの決算日は12月31日です。

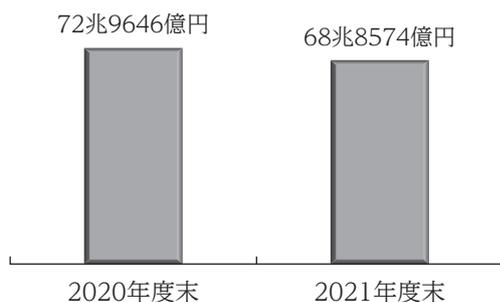
・保険金額

	2021年度	前年度比
新契約高	8778億円	16.7%減
減少契約高	4兆9851億円	5.3%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
 2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

	2021年度末	前年度末比
保有契約高	68兆8574億円	5.6%減

・保有契約高（保険金額）

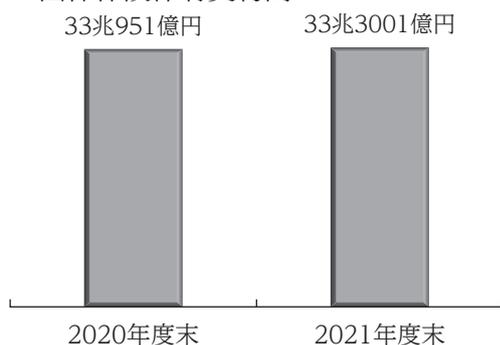


【団体保険および団体年金保険】

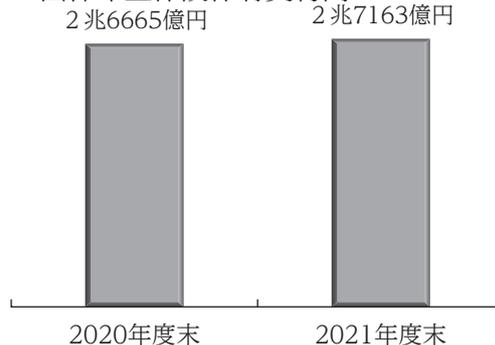
		2021年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	33兆3001億円	0.6%増
団体年金保険	保有契約高	2兆7163億円	1.9%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

・団体保険保有契約高



・団体年金保険保有契約高



(収支・資産等の概況)

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1431億円（前年度比2.0%減）、資産運用収益が8670億円（同6.3%増）、支出面では、保険金等支払金が1兆7572億円（同0.6%増）、資産運用費用が1123億円（同18.0%減）、事業費が3310億円（同0.3%増）となりました。こうした結果、経常利益は1459億円（同6.2%減）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は583億円（同6.6%増）となりました。

また、当期末処分剰余金は592億円（前年度比7.5%増）となりました。

基礎利益については、利息及び配当金等収入の増加等により3611億円（前年度比3.9%増）となりました。この基礎利益等をもとに引き続き危険準備金等を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については36兆4433億円（前年度末比2.9%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で27兆8842億円（前年度末比2.3%増）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、809.0%（前年度末比31.5ポイント減）と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2021年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2021年度	前年度比
経常収益	3兆5994億円	2.3%増
経常利益	1288億円	9.0%増
親会社に帰属する当期純剰余	456億円	69.1%増

グループ基礎利益※	3652億円	2.3%増
-----------	--------	-------

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、パオバト・ホールディングス、BNIライフ、シングライフ・ホールディングス、P I C C生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2021年度末	前年度末比
総資産	42兆9942億円	4.6%増

<対処すべき課題>

2022年度は「スミセイ中期経営計画2022」の最終年度にあたり、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を継続しつつ、「人」と「デジタル」でお客さまを支え、ウェルビーイングに貢献することで、『なくてはならない』生命保険会社の実現を目指してまいります。その重点取組事項としては「サステナビリティの取組み」「マーケット戦略・顧客接点の強化」「資産運用の取組み」「海外事業の取組み」「人財共育・デジタルインフラの強化等」の5つを掲げております。

「サステナビリティの取組み」においては、“住友生命「Vitality」”の浸透や人生100年時代を見据えたサービス・情報提供を通じ、健康長寿社会の実現への貢献を目指すとともに、脱炭素社会実現への貢献に注力してまいります。あわせて、社会貢献活動等の職員参画での取組みや、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権尊重の推進等の社会課題解決に向けた取組み、ガバナンスの強化を実施してまいります。

「マーケット戦略・顧客接点の強化」としては、営業職員チャンネルでは様々な年齢層の多様なニーズへの対応を進めるとともに、お客さまへ質の高いコンサルティングとサービスを提供するため、営業職員の育成等を通じ、サステナブルな営業職員体制の構築を目指します。さらにエリアごとの特性に応じた戦略的なマーケット政策と、法人接点づくりにも注力してまいります。金融機関等代理店・保険ショップ（マルチチャンネル）においては、お客さまのニーズを的確に捉えた商品の開発や、提携事業の更なる推進によるお客さまへの価値提供に取り組めます。サービス面においては、「人」と「デジタル」の融合を一層進めてまいります。また、社会やお客さまに、一層のウェルビーイングに繋がる価値を提供すべく、社会保障制度の補完という生命保険の役割を踏まえたお客さま対応を進めます。

「資産運用の取組み」としては、国内で低金利環境が長期化している一方、米国ではインフレーションを背景に利上げが加速するなど市場の不透明感が増す中、お客さまの安心・満足に資する資産運用の実現に向け、資産運用収益力向上およびリスクコントロールの強化に取り組めます。加えて、責任ある機関投資家として、当社の資産運用は全て責任投資であると位置づけたうえで、脱炭素および持続可能な社会の実現に向け、実効性のある取組みを一層推進してまいります。

「海外事業の取組み」としては、引き続き海外事業基本方針に則り、シメトラの持続的成長やアジア出資先の企業価値向上に資する取組みを進めます。その中でも特に、長期化する新型コロナウイルス感染症の経営への影響や、インフレーションによる長期金利への影響等の不確定要因を踏まえたうえで、出資先の状況をきめ細かくモニタリングし、必要に応じた支援を実施するとともに、グループガバナンスを強化してまいります。

「人財共育・デジタルインフラの強化等」としては、「人財共育本部」を中心とした人材戦略の検討や、ダイバーシティの推進に注力します。また、新社屋に移転する東京本社において、より一層の価値創造に繋がる働き方を追求し、その伝播を図るなど、働き方改革の更なる進化にも取り組みます。そして、デジタル活用（DX）によるCX・EX^{*19}向上に向けた取組みを推進するとともに、デジタル活用の前提となるサイバーセキュリティ強化にも取り組みます。また、「SUMISEI INNOVATION FUND」（CVC）等を通じたオープンイノベーションの推進により、WaaSエコシステム等の新たな価値の創造を目指してまいります。

以上の取組みを着実に進めつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等、様々な環境の変化に適切に対応していくことで、お客さま、職員、社会にとって『なくてはならない』生命保険会社の実現を目指してまいります。

^{*19} CX（Customer Experience）・EX（Employee Experience）とはそれぞれお客さま体験価値、従業員体験価値を意味します。EXの向上がCXの向上に繋がり、そしてCXの向上がさらなるEXの向上に繋がるというような、好循環のサイクルが理想的であるとされております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)
年度末契約高	個人保険	兆 億円 66 7692	兆 億円 62 1090	兆 億円 58 0356	兆 億円 54 1042
	個人年金保険	15 3060	15 0653	14 9289	14 7531
	団体保険	32 2164	32 4466	33 0951	33 3001
	団体年金保険	2 5896	2 5738	2 6665	2 7163
	その他の保険	2055	2006	1967	2181
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 4053 38	2 2243 03	2 1877 55	2 1431 99
資産運用収益		7598 29	7400 64	8160 10	8670 86
保険金等支払金		1 9534 87	1 8856 24	1 7460 05	1 7572 64
経常利益		2005 91	951 38	1556 34	1459 62
当期純剰余		606 05	493 37	547 33	583 42
社員配当準備金繰入額		502 85	474 51	541 81	583 10
総 資 産		32 7304 72	32 9511 05	35 4007 86	36 4433 23

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 6394 46	3 4859 73	3 5177 15	3 5994 28
経常利益	1508 40	375 91	1182 23	1288 11
親会社に帰属する当期純剰余	482 66	52 07	269 65	456 05
包括利益	928 25	246 20	5850 76	△4244 05
純資産額	1 6457 23	1 5662 49	2 1038 68	1 6252 79
総 資 産	37 8114 70	38 6420 50	41 0940 86	42 9942 87

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	87	90	3
事 業 部	2	2	0
支 部	1,454	1,497	43
海外駐在員事務所	4	3	△1
計	1,547	1,592	45
代 理 店	509	509	0

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	10,921	10,672	△249	46	16	353
営 業 職 員	34,799	34,691	△108	44		

(5) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達の状況

米ドル建劣後特約付社債の発行により2021年4月に9.2億米ドル(1005億円)を調達しました。

2016年度に発行した国内私募劣後債700億円について、2021年6月に償還しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	34,774
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2021年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	60,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーマネージャー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	231百万円	44.83%
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン	22.08%
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,078 百万シンガポールドル	21.75%

- (注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等13社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社およびSingapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等2社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2021年7月1日	当社の関連法人等である株式会社エージェントは、株式会社エージェント・インシュアランス・グループに社名変更しました。
2021年9月30日	当社の関連法人等であるAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.はSingapore Life Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は245百万シンガポールドルから260百万シンガポールドルへ増加しました。
2021年10月21日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Investment Management Real Estate Holdings, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2021年10月22日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra Investment Management Real Estate Investors, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2021年12月10日	当社の子会社であるSymetra Financial Corporationは4445 Lamont Properties, LLCを解散し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2022年1月1日	当社の関連法人等であるAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.に社名変更しました。
2022年1月1日	当社の関連法人等であるSingapore Life Pte. Ltd.は、Singlife Financial Pte. Ltd.に社名変更しました。
2022年1月1日	当社の関連法人等であるAviva Ltdは、Singapore Life Ltd.に社名変更しました。
2022年3月17日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2022年3月18日	当社は、アイアル少額短期保険株式会社の株式を追加取得し、同社は当社の完全子会社となりました。
2022年3月29日	当社は、既存株主からの株式買取によりSingapore Life Holdings Pte. Ltd.への出資割合を20.75%から21.75%へ増加させました。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高田幸徳*	取締役 指名委員 報酬委員	・一般社団法人生命保険協会 会長	
長瀧研一	取締役 監査委員		
角英幸*	取締役		
日下和彦*	取締役		
山下徹	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役	
釜和明	取締役 (社外役員) 監査委員長	・株式会社IHI 特別顧問 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役	
森公高	取締役 (社外役員) 監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山登志子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山本謙三	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
岡正晶	(取締役) (社外役員) (監査委員)		2021年8月31日辞任

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	代表執行役		
高田幸徳*	代表執行役社長	・「a. 取締役」参照	
角英幸*	代表執行役専務	[調査広報部、企画部、主計部、経理部] 担当	
日下和彦*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当	
北越浩和	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、第1総合法人部、都心総合法人部] 担当	
栄森剛志	執行役常務	[国際業務部、商品部、財務部、事業企画部] 担当	
松本巖	執行役常務	[運用企画部、ALM証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部] 担当	
百合達哉	執行役常務	[総務部、人事部、不動産部] 担当	
岩井豊城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部] 担当	
堀江喜義	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、都心総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、すみれい事業部] 担当	
松本誠	執行役常務	[リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、運用審査部、運用管理部] 担当	
汐満達	執行役常務	[CX企画部、新規ビジネス企画部、情報システム部] 担当	

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2022年3月31日の終了をもって、執行役専務北越浩和は、執行役を辞任しました。
3. 2022年4月1日付で、執行役常務栄森剛志は執行役専務に、藤秀壮および香山真は執行役常務に就任しました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役	10	205
執行役	16	1,101
計	26	1,306

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2021年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2021年度中に報酬を支給した者（取締役4名、執行役4名）を含んでおります。
2. 報酬の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。
- a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」

1. 基本方針	<p>執行役および取締役の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。</p> <p>b. 企業価値の増大に向けた役員へのインセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない）</p> <p>c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員への役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。</p> <p>d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。</p>
2. 報酬体系	<p>業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。</p> <p>a. 執行役の報酬体系</p> <p>執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 固定報酬</p> <p>役員および職務内容に応じ決定する。</p> <p>(2) 業績連動報酬（単年度）</p> <p>役員および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。</p> <p>全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%～120%とする。</p> <p>業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%（業績連動指標100%達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。</p> <p>(3) 業績連動報酬（中長期）</p> <p>執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。</p> <p>なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。</p> <p>（注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。</p> <p>b. 取締役の報酬体系</p> <p>取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役の報酬は支給しない。</p>
3. 報酬の水準	<p>同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。</p>

【固定報酬と業績連動報酬（単年度）の支給割合】

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	EV事業収益の経営計画に対する達成率	
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

EV事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のEVの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	10	205	-	205
執行役	16	480	620	1,101
合計	26	685	620	1,306

【役員ごとの報酬等の総額】

(単位：百万円)

氏 名	役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬 (単年度)	業績連動報酬 (中長期)
佐藤義雄	取締役会長 代表執行役	229	28	0	200
篠原秀典	取締役 代表執行役副社長	106	15	0	90

(注) 報酬総額が1億円以上である者について記載しております。

両名とも、執行役を退任したことに伴い、上記の通り業績連動報酬(中長期)の支給が確定しております。なお、両名とも2021年7月に特別顧問に就任しております。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2021年度の業績連動報酬は、各指標の2020年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目標(修正前)	目標(修正後)	実 績
E V 事業収益	1,862	891	2,137
新契約価値(リテール部門)	2,199	1,424	1,393
新契約価値(代理店部門)	242	184	251

(注) 新型コロナウイルス感染症を与件としたニューノーマルの時代を踏まえ、2020年9月29日の取締役会で経営計画を修正したため、各指標の目標値も上記の通り修正しました。新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況であることを踏まえた保守的な数値として設定したため、指標達成率の上限は100%としました。

c. 報酬等の決定過程

【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名 称	権 限 の 内 容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活 動 内 容
2021年6月14日	報酬委員会にて「報酬委員会細則の改正」、「退任執行役の報酬」を決議。「2021年度執行役の報酬」を審議。「2021年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2021年7月2日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2021年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2021年8月5日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2021年11月18日	報酬委員会に「2021年度経営者報酬調査」を報告。「業績連動指標への非財務指標導入の検討」を審議。
2021年12月21日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2022年2月10日	報酬委員会にて「昇任および新任執行役の個人別の報酬」を決議。
2022年3月2日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
山 下 徹 釜 和 明 森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 岡 正 晶	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社のすべての取締役および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより当該被保険者が被る損害のうち、「第三者訴訟」および「社員代表訴訟」の場合に、「法律上の損害賠償金」または「争訟費用」を当該被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山下 徹	株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂DYホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
益 和 明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森 公 高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山本 謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
山下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
釜 和 明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
山本謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会9回開催、うち9回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
岡正晶	2018年7月3日就任 2021年8月31日辞任	取締役会5回開催、うち5回出席 監査委員会6回開催、うち6回出席	企業法務に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	99	—

4 基金に関する事項

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	207* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「米ドル建劣後特約付社債の発行に係るコンフォートレター作成業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は319百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

- b. 前記aの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
- (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。

- e. 前3項および前記aからdまでの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・ 2021年度において、監査委員会と代表執行役社長および各執行役が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

- ①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
 - b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
 - c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
 - d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
 - e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
 - f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
の運用状況の概要

- ・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
- ・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
- ・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、調査広報部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 - ①責任準備金等の適切な積立て
 - ②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 - ③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。

・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

2021年度における主な取組み	
法令等遵守体制 保険募集管理体制	<p>法令等遵守体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの高低を踏まえ、より効率的・効果的にリスク管理を行うことを目的とする「リスクベースのコンプライアンス管理」の強化を2021年度コンプライアンス・プログラムの基本方針とし、KRI（重要リスク指標）を用いた定量的なリスク管理およびモニタリングを実施したほか、プリンシプルベースに基づく、「住友生命グループ行動規範」のさらなる浸透や支社等の自律機能発揮に向けて、諸研修の実施や職員懲戒規程の周知、各支社における取組事例の共有や指導・フォローアップに取り組んだ。 <p>保険募集管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損保における保険募集管理については、元受会社と連携して募集品質の向上を図る「損保クオリティ向上運営」（2020年開始）を継続して実施したほか、新たな手続きの導入にあたっては、不正手続き等への牽制機能を強化した。 ・代理店における保険募集管理については、代理店処分に関する規定・マニュアルの今日的な見直しを実施したほか、外貨建保険募集に対する関心の高まり等を踏まえ、「適合性判断の基準」に関する代理店のルールを把握のうえ、代理店に取組事例等の情報提供を行った。
マネー・ローンダリング およびテロ資金供与対策	<ul style="list-style-type: none"> ・F A T F 審査（第4次）による指摘や関係省庁・他の金融機関等の動向を踏まえ、当社のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策に強化すべき点がないか、外部専門家の助言を受けつつ検討し、現状は問題ないことを確認した。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	<p>職場環境コンプライアンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職および全職員向けにハラスメント事例や内部通報事例を通知し、ハラスメントに関する注意喚起、内部通報制度の周知を図った。 ・内部通報についてPTを設置し分析を行った結果、行動規範に対する本質的な理解、管理職の組織マネジメント力、制度等についての指導者側の理解および新人側の理解度確認等を課題として認識し、部門横断での対応策の検討を実施した。 ・社外からのセクシュアル・ハラスメントに関し、お客さま訪問時のルールおよび留意事項の周知徹底を実施した。 <p>内部通報制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正公益通報者保護法（指針の公表）の内容を踏まえ、情報管理の厳格化等を内容とする規定改正を実施したほか、「公益通報対応業務従事者」の設置に向けた検討を進めた。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制基本方針の業務の適正を確保するための体制に情報開示に関する項目を新設した。 ・統合報告書についてサステナビリティに関する情報の充実を図るとともに、「サステナビリティレポート」「責任投資活動報告書」を発刊した。 ・消費者庁が推進する「消費者志向経営」における「消費者志向自主宣言」のフォローアップ報告書として「消費者志向コミュニケーションブック」を発刊した。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

- ・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
- ・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
- ・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

	2021年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・2023年2月に予定している新東京本社への移転に向けて書類の削減、既存書類の電子化を進めた。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
 - リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

- ・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
- ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
- ・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。

・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

	2021年度における主な取組み
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「統合的リスク管理規程」に定める具体的なリスク管理手法等に沿って、様々なリスクを全社的な観点から統合的に評価し経済価値ベースで自己資本等と比較するなど、リスク状況を適時適切にモニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 ・当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象である重要なリスクについて、新型コロナウイルス感染症など、足もとの国内外の情勢による影響も含めて、定期的に状況や影響を評価・モニタリングしており、それらの状況を取締役会等に報告した。 ・統合的リスク管理等の取組状況は、ORSA（注）レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用している。 （注）Own Risk and Solvency Assessmentの略。
グループベースでのリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・連結ベースでのリスクと経済価値ベースの自己資本との比較等によるモニタリングを行い、定期的を取締役会等に報告した。
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ対応計画に基づき、テレワークの拡大を踏まえた端末のセキュリティ強化を実施した。 ・国内子会社等において、サイバー演習や標的型攻撃メール訓練を実施したほか、子会社等向けのサイバーセキュリティ相談窓口を設置し、サイバーセキュリティのレベルアップを図った。 ・海外子会社における、コンピューターウイルス検知件数等の状況の確認、およびシステムの復旧対応や訓練などの取組みについての情報交換を実施した。
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿事務センター」を稼働させ、「大阪―札幌―東京」の三拠点に複線化された保険契約管理事務体制を構築し、BCP体制のさらなる高度化を図った。 ・子会社等の大規模災害対策、BCP対応等の実効性向上を図るため、住友生命担当部門による情報交換・サポート等を継続して実施した。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。
- c. ITガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「ITガバナンス管理方針」に基づき、IT戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
- ・1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振返りを実施している。
- ・「ITガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。
- ・IT戦略委員会において、IT戦略およびIT投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。
- ・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

	2021年度における主な取組み
ガバナンス体制	・取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、役員会付議事項の見直しおよび適切な資料作成ならびに事前説明の充実を図った。
経営計画	・「スミセイ中期経営計画2022」および「2021年度経営計画」の遂行状況や外部環境を踏まえ、「2022年度経営計画」を策定した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 ・投資案件に関するコスト対効果の事前検証、モニタリング、事後評価の今日的な在り方への見直しを実施するとともに、既存経費の支出抑制等に向けて継続して取り組んだ。 ・システム投資については、第三者評価を継続実施し、投資コストの最適化・ガバナンスの強化のさらなる推進を図った。 ・導入が検討されている経済価値ベースの資本規制についてフィールドテスト等を通じて分析を行うなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の修正等を踏まえて対応を行った。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。

- (1) 法令等遵守体制
- (2) 保険数理管理体制
- (3) リスク管理体制
- (4) 外部委託体制
- (5) 内部監査体制

b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。

- (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
- (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振返り
- (3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
- (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り

c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を策定し、各社に周知した。
- ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携の上、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築した。
- ・海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況については年2回、それ以外の子会社等の経営状況については年1回、事業企画部等の担当執行役が取締役会へ報告している。
- ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する事項について定めた規程を整備させるとともに、リスク管理やコンプライアンスに関する計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対しては各数名の取締役をそれぞれ派遣するとともに、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。

・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

	2021年度における主な取組み
グループガバナンスに関する議論の高まりを踏まえた内部統制システムの再構築の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制基本方針を改正し、グループベースの経営管理体制の構築に係る事項を追加するとともに、「グループ経営管理基本方針」を新設した。 ・グループ経営管理基本方針に基づき、法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託管理、内部監査の各体制におけるグループベースの管理方針を新設し、グループ経営管理基本方針と合わせて子会社等への周知を行った。 ・グループ経営管理部門が所管する各管理方針の新設等を踏まえ、その下位規定を新設するとともに「子会社等経営管理方針」の改正を実施した。 ・策定したグループ経営管理基本方針および各管理方針等に基づき、子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認、具体的な管理手法および報告体制を構築した。
国内子会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・各国内子会社等の経営計画の策定・振返りを通じ、経営状況や課題への対応を確認し、取締役会等に報告した。 ・マルチチャンネルに関わる国内子会社等のモニタリングを実施し、取締役会等に報告した。 ・当社からの出向役員や監査役からの報告等を通じて、国内子会社等の経営状況の把握に努めた。
海外子会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・各社の取締役会等を通じて「経営上の重要事項」や「重要な業務執行」のコントロールを行った。 ・各社が策定した各種計画等に対するモニタリングを通じて、その時々々の経営状況を正確に把握し、取締役会等に報告した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各社の販売・支払面への影響やストレステストの内容を確認した。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

- ・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
- ・「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。

・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

	2021年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「住友生命グループ行動規範」の浸透・実践に向け、管理職向け研修や、所属ごとのミーティングを実施した。 ・より良い企業文化の創生と定着に向けて各部門等の連携を図ることを目的とした、企業文化PT運営を開始し、目指すべき企業文化等について議論、共有等を行った。 ・収集したお客さまの声を、関連部門の視点も踏まえて分析および課題整理を行うとともに、全社的なデジタル施策の推進やお客さま意向に沿ったコンタクトに向けたお客さまアンケート内容の担当営業職員あて配信等、改善具体策を実施した。
保険契約管理 保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま接点を強化する仕組みとして、ご家族登録サービスやメールアドレスの取得に取り組むとともに、非対面・非接触の意向を持つお客さま向けにはメール・LINE WORKSを通じて既契約内容を説明する仕組みを導入した。また、対面サービスの充実のため、サポートサイトのコンテンツ拡充による営業職員のデジタルコミュニケーションリテラシー向上に取り組んだ。 ・営業職員の携帯端末等を利用した契約変更や給付金支払の電子手続きを開始し、手続きの迅速化・簡素化に取り組んだ。 ・高齢のお客さまへの対応として、「認知症PLUS」にご加入いただいたお客さまのご家族あてアウトバウンドコールを実施したほか、外部有識者とのミーティングや地域包括支援センターとの関係構築を通じて外部知見の活用にも取り組んだ。 ・認知症給付における請求促進策（あたまの健康チェック（注）・認知症相談サポートデスク等）の適切な運用を継続して実施した。 <p>（注）電話で行う簡単なテストで認知機能状態の経時変化確認や軽度認知障害（MCI）の可能性を判定するサービス。</p>
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の内容や状況に応じてより専門的な見地からの対応が求められる案件について、お客さま本位推進部のスタッフが本社担当者として直接折衝を行う、本社直接折衝体制を開始した。 ・募集代理店との苦情意見交換会に、苦情管理部門が参加し苦情事例を共有するとともに、苦情の未然防止のため、高齢のお客さまに対し、契約後に契約内容を直接確認するアウトバウンドコールを継続実施した。
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・改正個人情報保護法の2022年4月施行に向けた、対応体制を整備した。 ・社外あてEメール・LINE WORKSの適切な取扱いを確認するモニタリングを月次で実施した。 ・コンプライアンス統括部と販売部門等で連携し、デジタルツール導入に伴う情報漏えいリスクおよび万一の場合の対応等に関する営業職員教育を実施した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託先の選定手続き等に関して、外部委託管理部門の確認を要する事項の見直し・削減を実施し、リスクに応じた対応に改めることで実効性の向上を図った。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「スチュワードシップ活動の基本的考え方」「議決権行使ガイドライン」「議決権行使結果」をホームページで公表、適宜の情報更新を行った。 ・株主としての議決権行使に関して、利益相反が生じる可能性がある議案につき、「利益相反管理方針」、「責任投資規程」等に則り責任投資委員会において議決権行使に係る審議を実施した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役職員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
- ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
- ・内部監査部の担当執行役員は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
- ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役員が出席する等、その強化を図っている。
 - ・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
 - ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等
- ・このほか、2021年度においては次の取組みを行っている。

	2021年度における主な取組み
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・組織別監査および業務別監査を中心とした内部監査から、テーマ監査主体の内部監査へとシフトを図り、「全社的取組み」や「部門横断的に対応している課題」等を対象に、テーマ監査を実施した。 ・システム監査においては、一部外部委託を行い、専門性の高い分野における内部監査品質の向上を図った。 ・支社監査では、支社のリスク実態をよりの確に把握し組織目標の達成に資するべく、準拠性検証に加え、態勢の妥当性の検証を拡大し実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対応として、監査品質に留意しつつ、リモート監査と実地監査を併用して実施した。 ・「内部監査方針」、「内部監査規程」および「内部監査実施要領」の改正を行い、内部監査に関する規定体系を整備した。 ・内部監査人協会（IIA（注））が認定する「公認内部監査人（CIA）」等の専門資格の取得推進や知識・スキル向上のための研修を実施し、内部監査の専門性の維持・向上を図った。 <p>（注）米国に本部を置くThe Institute of Internal Auditorの略称。内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。</p>

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2021年9月13日、総代候補者選考委員会が開催され、2023年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
 - b. 2022年1月26日、総代候補者選考委員会が開催され、2023年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2021年5月21日、審議員会を開催し、2020年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - b. 2021年11月22日、審議員会を開催し、2021年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,587名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,822,043名、総代数は179名です。

<商品に関する事項>

2022年3月23日、「特定認知症状態保障特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。

- ・見当識障害がある認知症（※）に該当したと医師によって診断されたときに、特定認知症状態保険金をお支払いします。
 - ※器質性認知症に該当したと医師によって診断確定され、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態。
- ・既存の「認知症保障特約」（軽度認知障害から認知症まで幅広く保障）に比べて保障範囲を限定することで、一生涯の認知症保障をお求めやすい保険料でご準備いただけます。
- ・健康状態に不安がある方でも、認知症に関連する持病がないなど、4つの告知項目に1つも当てはまらなければお申込みいただけます。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

中期経営計画に掲げる「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指し、SDGs達成を通じた社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ“Vitality Action”を開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等をオンラインで実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
2. 子育て支援事業として、15回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から開始した全国の学童保育等の運営を支援する「スミセイアフタースクールプロジェクト」を訪問・オンライン形式で実施しました。また、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施し、お渡しした画用紙枚数、応募作品数等に応じた金額を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付しました。
3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、本社・東京本社ビル内におけるレジ袋の提供廃止やプラスチックストローの使用中止を通じて、プラスチックごみの削減に取り組みました。また、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量ネットゼロ）の実現に向けて設定している温室効果ガス排出量削減目標について、取組みをさらに加速させるべく、2022年3月に、2030年削減目標を上方修正しました。
4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を1992年から実施しております。コロナ禍の取組みとして、家庭の余剰食品等をフードバンク団体に寄贈するフードドライブ等、「時間・場所にとらわれない活動」を推進し、多くの職員が活動を行いました。また、全社の各推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会をオンラインで実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、番組公式サイトからのオンライン募金を推進しました。
5. 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス 東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町をはじめとした地域社会の活性化を支援するとともに、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催しました。作品（似顔絵）を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載し、また、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。
6. 毎週土曜日の朝行われるコミュニティイベントであるparkrunの日本における唯一のオフィシャルスポンサーとして、年齢や性別、運動能力にかかわらず、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしました。このイベントでは、どなたでも参加費無料でウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできます。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億8360万2178円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に6961万8932円、子育て支援・次世代応援事業に1億3125万2544円、地域社会関連事業に326万5662円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に846万5040円です。

2021年度 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	883,913	保険契約準備金	28,218,160
現 金	12	支 払 備 金	117,678
預 貯 金	883,901	責 任 準 備 金	27,884,255
コーロロン	260,597	社 員 配 当 準 備 金	216,226
買入金銭債権	310,140	再 保 險 借	195
金 銭 の 信 託	4,914	社 債	480,510
有 価 証 券	31,362,641	そ の 他 負 債	5,060,044
国 債	10,969,097	売 現 先 勘 定	3,513,925
地 方 債	197,554	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	355,998
社 債	3,600,985	借 入 金	120,000
株 式	2,595,648	未 払 法 人 税 等	10,093
外 国 証 券	13,470,574	未 払 金	65,056
そ の 他 の 証 券	528,781	未 払 費 用	40,792
貸 付 金	2,192,253	前 受 収 益	828
保 険 約 款 貸 付	244,196	預 り 金	71,355
一 般 貸 付	1,948,057	預 り 保 証 金	27,556
有 形 固 定 資 産	563,567	金 融 派 生 商 品	829,832
土 地	356,840	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	9,943
建 物	177,432	リ ー ス 債 務	3,185
リ ー ス 資 産	3,061	資 産 除 去 債 務	1,760
建 設 仮 勘 定	22,200	仮 受 金	8,199
その他の有形固定資産	4,032	そ の 他 の 負 債	1,517
無 形 固 定 資 産	36,293	価 格 変 動 準 備 金	971,947
ソ フ ト ウ ェ ア	31,845	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,583
その他の無形固定資産	4,448	負 債 の 部 合 計	34,743,442
再 保 險 貸	135	(純資産の部)	
そ の 他 資 産	519,054	基 金 償 却 積 立 金	639,000
未 収 金	31,617	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	5,559	剰 余 金	231,993
未 収 収 益	155,921	損 失 填 補 準 備 金	6,204
預 託 金	4,759	そ の 他 剰 余 金	225,788
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	47,680	価 格 変 動 積 立 金	165,000
金 融 派 生 商 品	152,345	社 会 及 び 契 約 者 福 祉 増 進 基 金	1,355
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	82,758	別 途 積 立 金	223
仮 払 金	8,843	当 期 未 処 分 剰 余 金	59,210
そ の 他 の 資 産	29,568	基 金 等 合 計	870,995
前 払 年 金 費 用	22,150	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	895,346
繰 延 税 金 資 産	288,586	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△6,879
貸 倒 引 当 金	△925	土 地 再 評 価 差 額 金	△59,581
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	828,885
		純 資 産 の 部 合 計	1,699,880
資 産 の 部 合 計	36,443,323	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	36,443,323

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、金利変動リスクの適切なコントロールのため、当期より、従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」の責任準備金の一部に対し、金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

これに伴い、次のとおり小区分を変更しております。小区分の変更による損益への影響はありません。

・従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」のキャッシュ・フローから一定割合を除いております。

変更後の小区分：「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」

小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、31百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年
過去勤務費用の処理年数	3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	295,943百万円
勤務費用	12,895百万円
利息費用	1,701百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,957百万円
退職給付の支払額	<u>△14,834百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>297,663百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	311,806百万円
期待運用収益	2,923百万円
数理計算上の差異の当期発生額	5,008百万円
事業主からの拠出額	5,153百万円
退職給付の支払額	<u>△6,511百万円</u>
期末における年金資産	<u>318,380百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	297,663百万円
年金資産	<u>△318,380百万円</u>
	<u>△20,716百万円</u>
未認識数理計算上の差異	△1,680百万円
未認識過去勤務費用	245百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△22,150百万円</u>
前払年金費用	<u>△22,150百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△22,150百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	12,895百万円
利息費用	1,701百万円
期待運用収益	△2,923百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,376百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△245百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>7,051百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	41%
生命保険一般勘定	36%
投資信託	6%
債券	4%
その他	13%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が48%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.8%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,206百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
- なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 連結納税制度を適用している当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。
 - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）
 - (1) 概要
2019年7月4日に公表された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が改正され、投資信託の時価の算定に関する取扱い等が定められました。
 - (2) 適用予定日
2022年度の期首より適用予定です。
 - (3) 当該会計基準等の適用による影響
適用された年度における影響は評価中です。
16. 「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第30号）等を当期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。
これに伴い、その他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたりリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融资実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク (VaR) を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融资元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	520,844	520,844	—
うち、その他有価証券	520,844	520,844	—
買入金銭債権	310,140	311,400	1,259
うち、その他有価証券	192,123	192,123	—
金銭の信託	4,914	4,914	—
有価証券	30,451,921	31,778,325	1,326,403
売買目的有価証券	641,645	641,645	—
満期保有目的の債券	1,569,177	1,812,094	242,917
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045
子会社株式及び関連会社株式	52,238	53,679	1,441
その他有価証券	15,674,417	15,674,417	—
貸付金	2,192,253		
貸倒引当金*1	△684		
	2,191,569	2,186,908	△4,661
社債	480,510	486,370	5,859
借入金	120,000	119,804	△196
デリバティブ取引*2	(677,486)	(677,486)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(82,187)	(82,187)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(595,298)	(595,298)	—

*1 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、() で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	261,940	278,138	16,197
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,532,328	226,728
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,636	1,627	△8
	外国証券(公社債)	—	—	—
合 計		1,569,177	1,812,094	242,917

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,121,741	10,385,240	1,263,498
	外国証券(公社債)	408,480	422,909	14,429
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,425,133	2,276,412	△148,720
	外国証券(公社債)	559,088	511,926	△47,161
合 計		12,514,443	13,596,489	1,082,045

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	122,748	127,640	4,891
	公社債	843,584	887,744	44,159
	株式	902,583	2,084,152	1,181,568
	外国証券	4,487,576	4,823,301	335,724
	公社債	3,765,847	3,947,491	181,643
	株式等	721,728	875,810	154,081
	その他の証券	192,719	225,564	32,845
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	520,900	520,844	△55
	買入金銭債権	65,354	64,483	△870
	公社債	1,909,150	1,822,223	△86,927
	株式	252,606	213,078	△39,527
	外国証券	5,661,806	5,408,569	△253,236
	公社債	4,695,327	4,509,905	△185,421
	株式等	966,478	898,663	△67,815
	その他の証券	218,287	209,782	△8,504
合 計		15,177,316	16,387,386	1,210,069

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	731,432
組合出資金等※2	179,286

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)第27項の経過措置に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	520,900	—	—	—
買入金銭債権	34,550	213	295	271,025
有価証券	523,415	3,691,288	8,319,230	12,416,511
満期保有目的の債券	22,704	613,295	189,800	742,621
責任準備金対応債券	160,622	970,898	4,251,363	7,045,414
その他有価証券	340,089	2,107,094	3,878,067	4,628,474
貸付金※	417,137	472,572	481,508	570,839
社債	—	—	—	480,510
借入金	—	—	—	120,000

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	－	520,844	－	520,844
買入金銭債権	－	34,493	157,630	192,123
金銭の信託	－	－	4,914	4,914
有価証券	6,460,842	7,163,503	447,470	14,071,816
売買目的有価証券	493,324	110,573	－	603,897
その他有価証券	5,967,518	7,052,930	447,470	13,467,918
国債	1,249,716	－	－	1,249,716
地方債	－	45,975	－	45,975
社債	－	1,413,274	1,000	1,414,275
株式	2,296,590	640	－	2,297,231
外国証券	2,417,887	5,593,039	446,469	8,457,396
公社債	2,417,887	5,593,039	446,469	8,457,396
その他の証券	3,323	－	－	3,323
デリバティブ取引	415	151,929	0	152,345
通貨関連	－	150,030	－	150,030
株式関連	415	－	0	415
その他	－	1,899	－	1,899
資産計	6,461,258	7,870,772	610,014	14,942,044
デリバティブ取引	7,467	820,194	2,169	829,832
通貨関連	－	814,379	2,169	816,549
株式関連	6,333	－	－	6,333
その他	1,133	5,814	－	6,948
負債計	7,467	820,194	2,169	829,832

※ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号）第26項の経過措置に基づき、投資信託については、上表には含めておりません。

当該投資信託の貸借対照表計上額は2,244,246百万円です。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	119,276	119,276
有価証券	10,565,266	4,894,987	2,008	15,462,263
満期保有目的の債券	107,266	1,704,828	—	1,812,094
国債	107,266	—	—	107,266
社債	—	172,500	—	172,500
外国証券	—	1,532,328	—	1,532,328
公社債	—	1,532,328	—	1,532,328
責任準備金対応債券	10,458,000	3,136,479	2,008	13,596,489
国債	10,458,000	—	—	10,458,000
地方債	—	135,972	—	135,972
社債	—	2,067,679	—	2,067,679
外国証券	—	932,827	2,008	934,836
公社債	—	932,827	2,008	934,836
子会社株式及び関連会社株式	—	53,679	—	53,679
貸付金	—	18,038	2,168,870	2,186,908
資産計	10,565,266	4,913,025	2,290,155	17,768,448
社債	—	486,370	—	486,370
借入金	—	119,804	—	119,804
負債計	—	606,174	—	606,174

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

②借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※2}	合計
期首残高	159,383	—	411,734	△28,725	542,392
当期の損益又は評価・換算差額等	△1,941	382	26,318	△7,842	16,916
損益に計上 ^{※1}	8	382	30,573	△7,842	23,121
評価・換算差額等に計上	△1,950	—	△4,255	—	△6,205
購入、売却、発行及び決済等の純額	187	4,532	9,418	34,398	48,536
レベル3の時価への振替	—	—	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—
当期末残高	157,630	4,914	447,470	△2,169	607,844
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—	△3,670	△3,670

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

18. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は394,362百万円、時価は531,814百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,319百万円を計上しております。
19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,776,801百万円です。
20. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は6,492百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

21. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、1,355百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、755百万円です。
 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、17百万円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、600百万円です。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
22. 有形固定資産の減価償却累計額は、428,797百万円です。
23. 当期に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
24. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,542百万円です。なお、負債の額も同額です。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は、93,648百万円、金銭債務の総額は、17,277百万円です。
26. 繰延税金資産の総額は、695,062百万円、繰延税金負債の総額は、386,561百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,914百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 319,682百万円及び価格変動準備金 271,756百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 347,499百万円です。当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △3.8%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △29.0%です。
27. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 218,156百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 54,181百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 56,141百万円 |
| 利息による増加等 | 29百万円 |
| 当期末現在高 | 216,226百万円 |
28. 子会社等の株式等の総額は、800,903百万円です。
29. 担保に提供している資産の額は、有価証券3,965,603百万円です。

30. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、15百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1,328百万円です。
31. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、888,469百万円です。
32. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、17,044百万円です。
33. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
35. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は、36,195百万円です。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収	3,094,278
保 險 料 等 収 入	2,143,199
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	2,140,392
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	411
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	2,396
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	867,086
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	667,365
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	787
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	593,228
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	24,105
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	32,111
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	17,132
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	379
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	67,019
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	1,761
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	2,546
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	98,853
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	2,732
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	26,429
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	83,991
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	5,239
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	43,053
保 再 準 資 利 預 有 貸 不 所 金 有 有 金 為 所 特 年 保 退 職 の	6,424
保 險 保 備 金 運 用 金 受 入 金 益 入 息 利 配 当 利 貸 配 運 却 還 差 用 運 受 戻 入	29,274
経常費	2,948,315
保 險 金 等 支 払	1,757,264
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	521,345
保 險 金 等 支 払	428,761
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	308,317
保 險 金 等 支 払	446,828
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	50,934
保 險 金 等 支 払	1,077
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	634,019
保 險 金 等 支 払	11,775
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	622,214
保 險 金 等 支 払	29
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	112,344
保 險 金 等 支 払	10,363
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	68,051
保 險 金 等 支 払	9,633
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	43
保 險 金 等 支 払	8,425
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	15,827
保 險 金 等 支 払	331,030
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	113,655
保 險 金 等 支 払	47,753
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	27,224
保 險 金 等 支 払	18,922
保 年 給 解 再 責 支 責 社 資 支 有 有 貸 貸 所 事 保 税 減 所 の	19,755
経常利益	145,962
特別利益	2,344
固 定 資 産 等 処 分	2,344
特別損失	92,147
固 定 資 産 等 損 処 分	2,731
減 価 償 却 費 及 び 契 約 準 備 金 増 進 助 成	432
社 会 格 変 動 契 約 準 備 金 増 進 助 成	88,300
社 会 格 変 動 契 約 準 備 金 増 進 助 成	683
税法当	56,159
引 入 人 人 期	46,854
前 税 税 等 純	△49,036
前 税 税 等 純	△2,182
余税額計余	58,342

- (注) 1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、6,042百万円、費用の総額は、20,841百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 23,057百万円、株式等 21,326百万円、外国証券 22,634百万円です。
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 23,374百万円、株式等 3,780百万円、外国証券 40,896百万円です。
 有価証券評価損の内訳は、株式等 9,633百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、21百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、272百万円です。
6. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
7. 金融派生商品収益には、評価益が 132,023百万円含まれております。
8. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	432百万円
	計	432百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									
	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金					剰余金 合計	基金等 合計
				その他剰余金				当期未処分 剰余金		
				価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金				
当 期 首 残 高	639,000	2	6,004	165,000	1,338	223	55,081	227,648	866,650	
当 期 変 動 額										
社員配当準備金の 積立							△54,181	△54,181	△54,181	
損失填補準備金の 積立			200				△200	-	-	
当 期 純 剰 余							58,342	58,342	58,342	
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					700		△700	-	-	
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					△683		683	-	-	
土地再評価差額金の 取崩							184	184	184	
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	200	-	16	-	4,128	4,345	4,345	
当 期 末 残 高	639,000	2	6,204	165,000	1,355	223	59,210	231,993	870,995	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,332,915	△2,561	△59,397	1,270,957	2,137,607
当 期 変 動 額					
社員配当準備金の 積立					△54,181
損失填補準備金の 積立					-
当 期 純 剰 余					58,342
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					184
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△437,569	△4,318	△184	△442,071	△442,071
当 期 変 動 額 合 計	△437,569	△4,318	△184	△442,071	△437,726
当 期 末 残 高	895,346	△6,879	△59,581	828,885	1,699,880

2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	59,210,139,090
剰 余 金 処 分 額	59,210,139,090
社 員 配 当 準 備 金	58,310,139,090
差 引 純 剰 余 金	900,000,000
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
任 意 積 立 金	700,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

2021年度 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,107,622	保険契約準備金	33,714,825
コールローン	260,597	支払備金	156,079
買入金銭債権	310,140	責任準備金等	33,342,519
金銭の信託	4,914	社員配当準備金	216,226
有価証券	35,833,252	再保険借	20,523
貸付金	3,023,520	社 債	508,257
有形固定資産	567,165	その他の負債	6,124,590
土地	357,045	売現先勘定	3,513,925
建物	178,632	債券貸借取引受入担保金	355,998
リース資産	3,782	その他の負債	2,254,666
建設仮勘定	22,201	退職給付に係る負債	2,884
その他の有形固定資産	5,503	価格変動準備金	972,169
無形固定資産	201,871	繰延税金負債	13,172
ソフトウェア	37,497	再評価に係る繰延税金負債	12,583
のれん	41,220		
その他の無形固定資産	123,153	負債の部合計	41,369,007
代理店貸	239	(純資産の部)	
再保険貸	1,728	基金償却積立金	639,000
その他資産	1,375,566	再評価積立金	2
退職給付に係る資産	21,677	連結剰余金	73,458
繰延税金資産	290,037	基金等合計	712,461
貸倒引当金	△4,047	その他有価証券評価差額金	1,015,426
		繰延ヘッジ損益	△3,001
		土地再評価差額金	△59,581
		為替換算調整勘定	△39,098
		退職給付に係る調整累計額	△1,067
		その他の包括利益累計額合計	912,676
		非支配株主持分	141
		純資産の部合計	1,625,279
資産の部合計	42,994,287	負債及び純資産の部合計	42,994,287

連結計算書類の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 27社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporationです。</p> <p>なお、当連結会計年度にSymetra Financial Corporationの子会社2社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporationの子会社1社を解散したことに伴い、同社を連結の範囲から除いております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社</p> <p>持分法適用関連法人等数 10社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（2021年7月1日付で株式会社エージェントが社名変更）、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.（2022年1月1日付でAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.が社名変更）です。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
(4) のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

(注) 1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、金利変動リスクの適切なコントロールのため、当連結会計年度より、従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」の責任準備金の一部に対し、金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

これに伴い、次のとおり小区分を変更しております。小区分の変更による損益への影響はありません。

・従前の小区分「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類を除く）」のキャッシュ・フローから一定割合を除いております。

変更後の小区分：「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」

小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、31百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から	8年
過去勤務費用の処理年数		3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	304,975百万円
勤務費用	13,265百万円
利息費用	1,726百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,090百万円
退職給付の支払額	△15,081百万円
過去勤務費用の当期発生額	△780百万円
その他	344百万円
期末における退職給付債務	<u>306,541百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	318,570百万円
期待運用収益	3,048百万円
数理計算上の差異の当期発生額	4,973百万円
事業主からの拠出額	5,418百万円
退職給付の支払額	△6,686百万円
その他	10百万円
期末における年金資産	<u>325,333百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	304,018百万円
年金資産	△325,333百万円
	<u>△21,315百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	2,522百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△18,792百万円</u>
退職給付に係る負債	2,884百万円
退職給付に係る資産	△21,677百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△18,792百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	13,265百万円
利息費用	1,726百万円
期待運用収益	△3,048百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△4,381百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,026百万円
その他	340百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>6,876百万円</u>

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	△1,498百万円
過去勤務費用	△245百万円
合計	<u>△1,744百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△1,728百万円
未認識過去勤務費用	245百万円
合計	<u>△1,482百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	40%
生命保険一般勘定	36%
投資信託	6%
債券	4%
その他	14%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47%含まれています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.8%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、2,643百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号）により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
13. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
- 海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。
14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮した将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値10,189百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費118,356百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）

(1) 概要

2019年7月4日に公表された「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が改正され、投資信託の時価の算定に関する取扱い等が定められました。

(2) 適用予定日

2022年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第30号）等を当連結会計年度の期首から適用し、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価の算定に関する会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

これに伴い、当社の保有するその他有価証券のうち、市場価格のある株式の評価について、連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法から、連結会計年度末日の市場価格に基づく時価法に変更しております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	520,844	520,844	－
うち、その他有価証券	520,844	520,844	－
買入金銭債権	310,140	311,400	1,259
うち、その他有価証券	192,123	192,123	－
金銭の信託	4,914	4,914	－
有価証券	35,450,247	36,790,028	1,339,781
売買目的有価証券	1,107,657	1,107,657	－
満期保有目的の債券	1,640,178	1,891,271	251,092
責任準備金対応債券	12,514,443	13,596,489	1,082,045
子会社株式及び関連会社株式	47,036	53,679	6,642
その他有価証券	20,140,931	20,140,931	－
貸付金	3,023,520		
貸倒引当金※1	△3,295		
	3,020,225	3,046,138	25,912
社債	508,257	515,593	7,336
デリバティブ取引※2	(614,268)	(614,268)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(23,373)	(23,373)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(590,895)	(590,895)	－

※1 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、() で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	326,290	350,959	24,669
	外国証券(公社債)	1,305,600	1,532,328	226,728
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,288	7,983	△304
	外国証券(公社債)	－	－	－
合 計		1,640,178	1,891,271	251,092

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	9,121,741	10,385,240	1,263,498
	外国証券(公社債)	408,480	422,909	14,429
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,425,133	2,276,412	△148,720
	外国証券(公社債)	559,088	511,926	△47,161
合 計		12,514,443	13,596,489	1,082,045

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	122,748	127,640	4,891
	公社債	927,128	975,276	48,148
	株式	902,639	2,084,398	1,181,759
	外国証券	7,579,746	8,118,621	538,875
	公社債	6,858,017	7,242,811	384,794
	株式等	721,728	875,810	154,081
	その他の証券	192,719	225,564	32,845
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	520,900	520,844	△55
	買入金銭債権	65,354	64,483	△870
	公社債	1,992,142	1,901,023	△91,118
	株式	252,606	213,078	△39,527
	外国証券	6,681,426	6,413,183	△268,242
	公社債	5,714,947	5,514,520	△200,427
	株式等	966,478	898,663	△67,815
	その他の証券	218,287	209,782	△8,504
合 計		19,455,698	20,853,900	1,398,201

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	136,387
組合出資金等※2	246,617

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)第27項の経過措置に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	520,900	—	—	—
買入金銭債権	34,550	213	295	271,025
有価証券	729,290	4,928,930	9,413,674	14,116,412
満期保有目的の債券	22,904	613,924	219,608	782,622
責任準備金対応債券	160,622	970,898	4,251,363	7,045,414
その他有価証券	545,763	3,344,108	4,942,702	6,288,374
貸付金※	430,316	561,029	588,104	1,173,472
社債	—	27,499	—	480,510

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	－	520,844	－	520,844
買入金銭債権	－	34,493	157,630	192,123
金銭の信託	－	－	4,914	4,914
有価証券	6,520,745	11,806,909	527,991	18,855,647
売買目的有価証券	510,889	397,991	12,332	921,214
その他有価証券	6,009,855	11,408,918	515,658	17,934,432
国債	1,291,807	－	－	1,291,807
地方債	－	46,195	－	46,195
社債	－	1,537,296	1,000	1,538,296
株式	2,296,837	640	－	2,297,477
外国証券	2,417,887	9,824,785	514,658	12,757,331
公社債	2,417,887	9,824,785	514,658	12,757,331
その他の証券	3,323	－	－	3,323
貸付金	－	－	114,039	114,039
デリバティブ取引	558	208,908	11,734	221,201
通貨関連	－	155,693	－	155,693
金利関連	－	13,306	－	13,306
株式関連	556	38,016	11,734	50,307
その他	2	1,892	－	1,895
資産計	6,521,303	12,571,157	816,310	19,908,771
デリバティブ取引	7,481	825,334	2,654	835,470
通貨関連	－	815,207	2,169	817,377
金利関連	－	7,153	－	7,153
株式関連	6,347	2,786	484	9,618
その他	1,133	187	－	1,320
負債計	7,481	825,334	2,654	835,470

※ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号）第26項の経過措置に基づき、投資信託については、上表には含めておりません。

当該投資信託の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は2,392,941百万円です。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	119,276	119,276
有価証券	10,623,422	4,916,008	2,008	15,541,440
満期保有目的の債券	165,421	1,725,849	—	1,891,271
国債	165,421	—	—	165,421
地方債	—	2,031	—	2,031
社債	—	191,489	—	191,489
外国証券	—	1,532,328	—	1,532,328
公社債	—	1,532,328	—	1,532,328
責任準備金対応債券	10,458,000	3,136,479	2,008	13,596,489
国債	10,458,000	—	—	10,458,000
地方債	—	135,972	—	135,972
社債	—	2,067,679	—	2,067,679
外国証券	—	932,827	2,008	934,836
公社債	—	932,827	2,008	934,836
子会社株式及び関連会社株式	—	53,679	—	53,679
貸付金	—	18,038	2,914,060	2,932,098
資産計	10,623,422	4,934,046	3,035,346	18,592,815
社債	—	515,593	—	515,593
負債計	—	515,593	—	515,593

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報※1

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	2.4%～4.8%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引※5	合計
期首残高	159,383	－	473,620	112,291	△20,035	725,260
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益	△1,941	382	27,331	△1,735	2,099	26,136
損益に計上※1	8	382	30,527	△1,735	2,099	31,282
その他の包括利益に計上※2	△1,950	－	△3,195	－	－	△5,145
購入、売却、発行及び 決済等の純額	187	4,532	30,549	3,483	27,016	65,768
レベル3の時価への振替※3	－	－	6,374	－	－	6,374
レベル3の時価からの振替※4	－	－	△9,884	－	－	△9,884
当連結会計期間末残高	157,630	4,914	527,991	114,039	9,080	813,656
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	－	－	3,114	6,402	△994	8,522

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は395,019百万円、時価は532,472百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,319百万円をその他の負債に計上しております。

20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、1,355百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、755百万円です。
- 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、17百万円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
- 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、600百万円です。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は、434,717百万円です。
22. 当社の当連結会計年度に係る有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
23. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、828,542百万円です。なお、負債の額も同額です。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|------------|
| 当期首現在高 | 218,156百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 54,181百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 56,141百万円 |
| 利息による増加等 | 29百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 216,226百万円 |
25. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、189,174百万円です。
26. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,023,777百万円、貸付金427,658百万円、現金及び預貯金1,144百万円です。
27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,776,801百万円です。
28. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は6,492百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
29. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、27,098百万円です。
30. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が480,510百万円含まれています。

31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が120,000百万円含まれています。
32. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ589,198百万円、641,532百万円含まれています。
33. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、36,665百万円です。
なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
34. 繰延税金資産の総額は、781,308百万円、繰延税金負債の総額は、487,943百万円です。
繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、16,500百万円です。
繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、保険契約準備金 396,857百万円及び価格変動準備金 271,813百万円です。
繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 378,029百万円です。
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は $\Delta 18.1\%$ であり、法定実効税率 27.96% との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 $\Delta 42.2\%$ 、海外の連結子会社及び子法人等の投資税額控除 $\Delta 5.5\%$ です。

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,599,428
保険料等収入	2,411,977
資産運用益	1,084,989
利息及び配当金等収入	827,483
金銭的信託運用益	379
売買目的有価証券運用益	5,797
有価証券売却益	75,831
有価証券償還益	2,665
金融派生商品収入	37,153
為替差益	98,556
貸倒引当金戻入額	220
その他の運用収入	10,471
特別勘定資産運用益	26,429
その他の経常収入	102,461
経常費用	3,470,616
保険金等支払	1,898,437
保年給解	566,570
給解	428,801
解	392,436
その約	448,685
責任準備金等戻入金	61,944
支払準備金繰入額	827,824
支払準備金繰入額	13,558
社員配当金積立利息繰入額	814,237
資産運用費用	29
支払利息	134,380
有価証券売却却損	14,279
有価証券評価損	71,520
有価証券償還損	11,735
貸用不動産等減価却費用	2,694
その他の運用費用	8,446
事業費用	25,704
その他の経常費用	454,743
その他経常費用	155,229
経常利益	128,811
特別利益	2,344
固定資産等処分益	2,344
特別損失	92,541
固定資産等処分損失	3,043
減損損失	480
価格変動準備金繰入額	88,334
社会及び契約者福祉増進助成金	683
税金等調整前当期純剰余	38,614
法人税及び住民税	41,314
法人税等調整額	△48,314
法人税等合計	△7,000
当期純剰余	45,614
非支配株主に帰属する当期純剰余	9
親会社に帰属する当期純剰余	45,605

- (注) 1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	432百万円
	計	432百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等			
	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	639,000	2	81,850	720,853
当 期 変 動 額				
社員配当準備金の積立			△54,181	△54,181
親会社に帰属する当期純剰余			45,605	45,605
土地再評価差額金の取崩			184	184
基金等以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△8,391	△8,391
当 期 末 残 高	639,000	2	73,458	712,461

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,526,505	104	△59,397	△84,516	185	1,382,881	133	2,103,868
当 期 変 動 額								
社員配当準備金の積立								△54,181
親会社に帰属する当期純剰余								45,605
土地再評価差額金の取崩								184
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△511,079	△3,106	△184	45,417	△1,252	△470,204	8	△470,196
当 期 変 動 額 合 計	△511,079	△3,106	△184	45,417	△1,252	△470,204	8	△478,588
当 期 末 残 高	1,015,426	△3,001	△59,581	△39,098	△1,067	912,676	141	1,625,279

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 崇 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 崇 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 釜 和 明 ㊟

監査委員 森 公 高 ㊟

監査委員 長 瀧 研 一 ㊟

(注1) 監査委員 釜和明及び森公高は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

(注2) 監査委員 岡正晶は、2021年8月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、監査委員会の構成につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

2. 審議員会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議員会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

2021年度第2回審議員会（2021年11月22日 東京都において、Web会議システムを使用して開催）

- (1) 2021年度上半期事業概況等について

2022年度第1回審議員会（2022年5月23日 東京都において開催）

- (1) 2021年度決算案および事業概況について
- (2) 2022年度の取組みについて

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議員会で審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

2021年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は60ページに記載のとおりです。

2021年度の剰余金処分量592億1013万9090円のうち583億1013万9090円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金9億円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立てに充てたいと存じます。また、任意積立金として、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、積み立てたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2021年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 3年ごと配当契約【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック】

契約ごとに次の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 （2021年度決算に基づく利差益配当率は別表1）
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額・保険料（年額）× 長期継続配当率（別表3）

（注）「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

（2019年度契約の例）



（注）ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 5年ごと利差配当契約

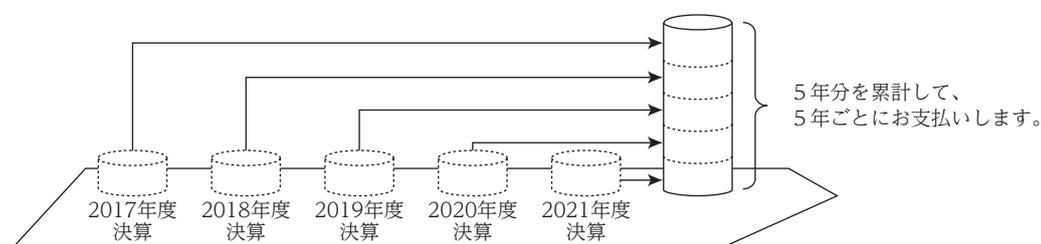
契約ごとに次の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2021年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以上の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表4) ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以上の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額・保険料(年額) × 長期継続配当率(別表5)

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(2017年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに次の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額等 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体3大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類		配 当 率
予定利率1%未満の保険種類		1. 20%－予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)以外	1. 60%－予定利率
	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	1. 35%－予定利率
予定利率2%超の保険種類		1. 15%－予定利率

ただし、下記の保険種類については次のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	1995年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)		0%
低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	1999年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

(注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は2021年度決算に基づく利益配当率を示しています。
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)、予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(付加された夫婦年金移行特約を含みます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約(子型)、介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)ならびに5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(19)(円建終身保険へ変更した契約)の利益配当は0円とします。

※ 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
ただし、年金支払特約については、1998年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約 男性	7.5%	7.5%	21.0%	34.5%
		女性	4.5%	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%
		経過21年の契約 男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
		女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
		経過9年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約 男性	13.5%	13.5%	27.0%	37.5%	46.5%	40.5%	40.5%
		女性	13.5%	13.5%	21.0%	31.5%	31.5%	25.5%	25.5%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約 男性	8.0%	8.0%	12.0%	14.0%	20.0%	16.0%	16.0%
		女性	8.0%	8.0%	8.0%	10.0%	10.0%	12.0%	6.0%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約 男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
		女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	15.0%	24.0%	24.0%	24.0%
		女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	6.0%	9.0%	9.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約 男性	-	6.75%	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		女性	-	0.75%	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%
		経過21年の契約 男性	-	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		女性	-	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約 男性	-	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
		女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	8.0%	8.0%	11.0%	12.0%	4.0%	8.0%	8.0%
		女性	8.0%	8.0%	9.0%	11.0%	15.0%	20.0%	20.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	3.0%	3.0%	12.0%	16.0%	21.0%	23.0%	23.0%
		女性	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	20.0%	12.0%	12.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2021年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過18年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
		経過21年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過18年 の契約	男性	672	588	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過21年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性	378	420	441	0	0	0	0
			女性	105	0	0	231	714	1,512	1,512
入院初期給付特約	経過21年 の契約	男性	420	210	0	0	0	0	0	
		女性	126	0	0	147	399	336	336	
入院治療重点保障特約	経過15年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
	経過18年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
通院特約	経過18年 の契約	男性	378	399	840	1,449	3,276	6,552	6,552	
		女性	462	462	609	1,092	2,604	5,313	5,313	
	経過21年 の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552	
		女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313	
通院特約(04)	経過15年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
	経過18年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
入院保障充実特約	経過15年 の契約	男性	105	84	21	0	0	0	0	
		女性	42	0	0	21	63	84	84	
総合医療特約	経過6年 の契約	男性	420	1,635	1,467	1,512	1,620	960	3,120	
		女性	480	420	420	1,470	1,320	2,160	3,030	
	経過9年 の契約	男性	560	1,694	1,526	1,463	1,400	938	2,450	
		女性	602	560	560	1,295	1,190	1,778	2,387	
	経過12年 の契約	男性	196	952	840	798	756	448	1,456	
		女性	224	196	196	686	616	1,008	1,414	
成人病入院特約(09)	経過6年 の契約	男性	0	0	0	462	1,236	1,131	1,380	
		女性	0	0	231	966	1,638	3,897	4,815	
	経過9年 の契約	男性	0	0	0	462	1,092	987	966	
		女性	0	0	231	966	1,638	3,528	4,410	
	経過12年 の契約	男性	0	0	0	308	728	658	644	
		女性	0	0	154	644	1,092	2,352	2,940	
がん入院特約(09)	経過6年 の契約	男性	0	0	0	168	525	498	510	
		女性	0	0	0	189	483	870	618	
	経過9年 の契約	男性	0	0	0	168	525	399	357	
		女性	0	0	0	189	483	798	546	
	経過12年 の契約	男性	0	0	0	112	350	266	238	
		女性	0	0	0	126	322	532	364	

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）（続き）

（保険料（年額）について）

保険種類	対象契約	契約年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
新先進医療特約	2018年8月1日以前	経過6年の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
		経過9年の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	経過6年の契約	男性	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%
			女性	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%
	2021年4月2日以降	経過6年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- （注）
1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。
 2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
 3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
 4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
 5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
 6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
 7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
 8. 2021年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
 9. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。

別表4

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 12.5%	35.0%	57.5%	77.5%
			女性 7.5%	20.0%	37.5%	42.5%	47.5%	47.5%	47.5%
		経過25年 の契約	男性 12.5%	35.0%	57.5%	77.5%	77.5%	77.5%	77.5%
			女性 7.5%	20.0%	37.5%	42.5%	47.5%	47.5%	47.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	50.0%	50.0%	50.0%
			女性 5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
		経過15年 の契約	男性 10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	50.0%	50.0%	50.0%
			女性 5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	50.0%	50.0%	50.0%
			女性 5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 22.5%	22.5%	45.0%	62.5%	77.5%	67.5%	67.5%
			女性 22.5%	22.5%	35.0%	52.5%	52.5%	42.5%	42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 30.0%	30.0%	40.0%	45.0%	60.0%	40.0%	40.0%
			女性 35.0%	35.0%	35.0%	40.0%	40.0%	45.0%	15.0%
		経過15年 の契約	男性 20.0%	20.0%	30.0%	35.0%	50.0%	40.0%	40.0%
			女性 20.0%	20.0%	20.0%	25.0%	25.0%	15.0%	15.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 10.0%	10.0%	20.0%	25.0%	40.0%	40.0%	40.0%
			女性 5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	10.0%	15.0%	15.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	17.50%	28.75%	33.75%	33.75%	33.75%	33.75%
			女性 -	7.50%	13.75%	13.75%	18.75%	18.75%	18.75%
		経過25年 の契約	男性 -	17.50%	28.75%	33.75%	33.75%	33.75%	33.75%
			女性 -	7.50%	13.75%	13.75%	18.75%	18.75%	18.75%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 -	10.00%	10.00%	15.00%	20.00%	20.00%	20.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.00%	5.00%
		経過15年 の契約	男性 -	10.00%	10.00%	15.00%	20.00%	20.00%	20.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.00%	5.00%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	10.00%	10.00%	15.00%	20.00%	20.00%	20.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.00%	5.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 40.0%	40.0%	55.0%	60.0%	20.0%	40.0%	40.0%
			女性 40.0%	40.0%	45.0%	55.0%	75.0%	100.0%	100.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 15.0%	15.0%	60.0%	80.0%	105.0%	115.0%	115.0%
			女性 25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	60.0%	60.0%

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）（続き）

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2021年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新子ども災害入院特約(87)		経過25年 の契約	男性 595	630	735	770	455	455	455
		女性 980	910	630	595	0	0	0	
災害入院特約(01) 子ども災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 595	595	665	735	770	455	455
		女性 665	1,015	945	665	630	0	0	
	2007年4月2日 以降	経過20年 の契約	男性 595	630	700	770	770	455	455
		女性 910	1,015	840	595	315	0	0	
経過15年 の契約	男性 595	595	665	735	770	455	455		
	女性 665	1,015	945	665	630	0	0		
新疾病医療特約(87) 新子ども疾病医療特約(87)		経過25年 の契約	男性 945	0	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01) 子ども疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 1,120	980	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
	2007年4月2日 以降	経過20年 の契約	男性 1,085	735	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
経過15年 の契約	男性 630	700	735	0	0	0	0		
女性 175	0	0	385	1,190	2,520	2,520			
入院初期給付特約		経過20年 の契約	男性 700	350	0	0	0	0	0
		女性 210	0	0	245	665	560	560	
入院治療重点保障特約 子ども入院治療重点保障特約		経過15年 の契約	男性 1,120	1,015	630	350	0	0	0
		女性 700	455	455	595	945	980	980	
通院特約 子ども通院特約	経過20年 の契約	男性 595	910	1,960	3,220	8,085	10,920	10,920	
		女性 735	840	1,435	2,485	6,405	8,855	8,855	
	経過25年 の契約	男性 665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	10,920	
		女性 770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	8,855	
通院特約(04) 子ども通院特約(04)	経過15年 の契約	男性 805	840	1,785	3,045	6,790	13,125	13,125	
		女性 1,015	980	1,295	2,310	5,390	10,640	10,640	
入院保障充実特約 子ども入院保障充実特約	経過15年 の契約	男性 175	140	35	0	0	0	0	
		女性 70	0	0	35	105	140	140	
総合医療特約 子ども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	経過10年 の契約	男性 980	2,240	2,072	2,177	2,380	1,610	4,130	
		女性 1,050	980	980	2,205	2,030	3,010	4,025	
成人病入院特約(09)	経過10年 の契約	男性 0	0	0	462	1,316	1,211	1,610	
		女性 0	0	231	966	1,638	4,102	5,040	
がん入院特約(09)	経過10年 の契約	男性 0	0	0	168	525	553	595	
		女性 0	0	0	189	483	910	658	
限定告知型医療特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	23,625	30,730	59,360
		女性 -	-	-	-	20,195	27,300	49,560	
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	16,590	21,280	44,310
		女性 -	-	-	-	14,595	20,265	38,010	
限定告知型入院保障充実特約	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	0	
		女性 -	-	-	-	0	0	385	
限定告知型通院特約	2007年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	13,041	22,386	34,545
		女性 -	-	-	-	10,017	18,060	28,686	
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	9,828	17,136	27,069
		女性 -	-	-	-	7,413	13,797	22,596	

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）（続き）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				新先進医療特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%
女性	75.0%	75.0%	75.0%				75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
2018年8月2日 以降 2021年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性	124.2%		124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%
		女性	124.2%		124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%	124.2%
2021年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		女性	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- （注）
1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後契約に付加された新先進医療特約および更新後の新先進医療特約は対象とします。
 2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
 3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
 4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
 5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、子ども通院特約、通院特約(04)、子ども通院特約(04)および限定告知型通院特約は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、子ども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
 6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
 7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
 8. 2021年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
 9. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
毎期精算配当付自由保険	1969年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	6,210	15,970	40,480
		女性	—	—	—	—	7,250	19,490	49,300
新教育保険・定期付養老保険	1969年6月以降 1974年4月以前の契約	男性	—	—	—	2,010	4,930	13,750	38,630
		女性	—	—	—	2,420	5,970	17,270	47,450
生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険	1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200
		女性	—	—	—	1,660	3,290	10,250	29,020
生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生存給付金付定期保険特約	1976年3月2日以降 1981年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200
		女性	—	—	—	1,090	1,700	5,780	17,060
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前の契約	男性	—	—	300	760	1,600	5,090	16,740
		女性	—	—	420	580	830	3,110	10,560
増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前の契約	男性	—	—	140	450	1,570	4,060	13,560
		女性	—	—	210	360	480	1,860	7,520
養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約	1990年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	550	130	390	1,400	3,220	9,770
		女性	—	140	200	230	350	1,330	5,910
生存給付金付定期保険特約 連生定期保険特約	1996年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回目以降 または更新後契約 男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280
連生終身保険特約・通減定期保険特約 連生通減定期保険特約・収入保障特約	配当回数3回目以内	男性	50	500	220	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	130	190	430	1,210	4,280
保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	配当回数10回目以降 または更新後契約 男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460
定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460
一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	配当回数3回目以内	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	260	320	1,460
2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約		男性	—	—	—	—	0	0	0
		女性	—	—	—	—	0	0	0
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	1994年4月1日以前の契約 1994年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	640	2,150	6,470
		女性	—	—	—	0	160	1,210	5,350
	1996年4月2日以降の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	2,680
		女性	—	—	0	0	100	680	3,740
祝金付特別終身保険	1974年4月以前の契約 1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	38,630
		女性	—	—	—	—	—	—	47,450
	1976年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	—	20,200
		女性	—	—	—	—	—	—	29,020
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	—	40	140	130	390	1,050	3,720
特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	—	40	140	130	430	1,280	4,070
	配当回数3回目以内	男性	—	240	160	350	1,040	2,210	7,750
		女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	—	50	110	120	240	1,020	3,150
	配当回数4回目以降 9回目以内	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	—	50	110	120	250	1,040	3,420
	配当回数3回目以内	男性	—	250	160	310	910	2,060	6,860
		女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	500	100	290	870	3,610	9,320
		女性	—	70	70	170	370	1,300	5,090

死差益配当率表(例示)(続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生通減定期保険特約、連生保険料特別払込通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)または新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険(配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。)および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	1974年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	1974年5月以降 1981年4月1日以前	1,650	—
	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
	新教育保険	1993年4月1日以前	50
1993年4月2日以降 1999年4月1日以前		50	0
1999年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	1970年11月9日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年4月1日以前	1,650	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年4月1日以前	1,900	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
終身保険	1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	1981年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	1,000	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	550
	1990年 4 月 2 日以降	250	200
定期保険	1981年 4 月 1 日以前	-	1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
定期保険集団扱特約付定期保険		-	0
連生終身保険	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障終身保険	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	1990年 4 月 1 日以前	-	600
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	250
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	1981年 4 月 1 日以前	円 -	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
養老保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
終身保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
生存給付金付定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生終身保険特約	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
通減定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生通減定期保険特約		-	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険特約		-	0
重度慢性疾患保障保険特約		-	0
収入保障特約		-	0
介護収入保障特約		-	0
新介護収入保障特約		-	0

費差益配当率表 (続き)

2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

別表 8

災害・疾病特約配当率表 (例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	1983年 4 月 1 日以前	円 200	円 350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0
災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,280	1,650
	1976年 3 月 2 日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	930	1,110
	1976年 3 月 2 日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,490	—
	1976年 3 月 2 日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年 4 月 1 日以前	200	350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0
がん薬物治療特約	0	0
がん診断継続保障特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87)		男性	—	450	450	450	450	450	450
新こども災害入院特約(87)		女性	—	630	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	450	450	450	450	450	450
		女性	—	630	630	630	630	630	630
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	225	225	225	225	225	225	225
		女性	180	180	180	180	180	180	180
	2007年4月2日以降	男性	225	225	225	255	285	300	225
		女性	180	210	315	285	210	240	0
新疾病医療特約(87)		男性	—	780	760	580	0	0	0
新こども疾病医療特約(87)		女性	—	600	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	800	780	600	0	0	0
		女性	—	600	0	0	0	0	0
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	480	300	280	100	0	0	0
		女性	530	100	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	男性	210	160	180	210	0	0	0
		女性	240	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	—	230	220	410	770	1,550	3,020
		女性	—	280	260	320	610	1,280	2,490
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	2007年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
	2007年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	—	180	180	70	0	0	0
		女性	—	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
	2007年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	170	310	520	340	440	340	790
		女性	100	190	100	290	290	430	710
	2018年8月2日以降	男性	70	180	350	170	110	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	90	240	510	360
		女性	50	0	0	220	480	900	1,520
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	90	240	320	0
		女性	50	0	0	170	480	680	1,200
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	130	220	130
		女性	0	0	0	50	100	240	150
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	130	170	0
		女性	0	0	0	50	100	240	100

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以降	男性	0	0	0	0	50	110	750
		女性	0	110	390	220	130	240	540
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
新先進医療特約	2018年8月1日以前	男性	540	540	540	540	540	540	540
		女性	540	540	540	540	540	540	540
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以降	男性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
		女性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。
2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円、がん診断特約およびがん診断継続保障特約は特約保険金額10万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。
5. 2021年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.18% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.62% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.12% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（10名）全員が任期満了により退任いたします。つきましては、本総代会におきまして、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p>はし もと まさ ひろ 橋 本 雅 博 (1956年2月21日生)</p> <p><再任></p>	<p>1979年4月 当社入社 2006年4月 執行役員 2007年7月 常務取締役 常務執行役員 2011年7月 取締役 常務執行役員 2012年4月 代表取締役 専務執行役員 2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 2015年7月 取締役 代表執行役社長 2021年4月 取締役会長 代表執行役（現任）</p> <p>[指名委員、報酬委員]</p>
1	<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>橋本雅博氏は、2014年から当社の代表取締役社長、2015年からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図ってまいりました。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人財のさらなる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めてまいりました。2021年4月に取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。</p> <p>同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p>たか だ ゆき のり 高 田 幸 徳 (1964年9月3日生)</p> <p><再任></p>	<p>1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2018年4月 上席執行役員 2018年10月 執行役常務 2021年4月 代表執行役社長 2021年7月 取締役 代表執行役社長 (現任)</p> <p>[指名委員、報酬委員]</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人生命保険協会 会長 (2022年7月15日退任予定)</p>
2		<p><<取締役候補者指名の理由>> 高田幸徳氏は、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を取りまとめ、各計画に掲げた諸目標の達成に尽力するとともに、他社との提携、格付の向上、FinTech研究等にも取り組んでまいりました。“住友生命「Vitality」”には発売準備段階から深く関与し、その拡販とサービスの進化を通じ健康増進という保険価値の提供に邁進してまいりました。また、お客さまと住友生命との様々な接点における一連の顧客体験価値(CX)を高めるための諸方策やデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、ブランド戦略の進化等にも取り組んでまいりました。そして、2021年4月に代表執行役社長に就任し、「人」と「デジタル」でお客さまを支え、「よりよく生きる＝ウェルビーイング」に貢献する生命保険会社の実現に向け取り組んでおります。 同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、2020年度にスタートした「スミセイ中期経営計画2022」に掲げる種々の取り組みを確実に遂行するため、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>
3	<p>なが たき けん いち 長 瀧 研 一 (1961年5月7日生)</p> <p><再任></p>	<p>1984年4月 当社入社 2014年4月 執行役員 2015年4月 上席執行役員 2015年12月 執行役常務 2019年4月 執行役専務 2019年7月 取締役 (現任)</p> <p>[常勤監査委員]</p> <p><<取締役候補者指名の理由>> 長瀧研一氏は、保険販売部門、経理部門、法人営業部門等において豊富な業務経験を有しております。2015年以降、営業職員チャネルを中心とする保険販売部門の担当役員として、「理想のライフデザイナー」実現に向けた取り組みを強化し、お客さまに提供する先進のコンサルティングとサービスの一層の向上等を推進してまいりました。2019年4月以降は、内部監査部門の担当として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて取り組み、2019年7月には取締役に就任すると同時に常勤監査委員に就任し、以降、執行役および取締役の職務の執行の監査等に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	すみ ひで ゆき 角 英 幸 (1963年1月15日生) <再任>	1987年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2014年4月 上席執行役員 2016年4月 執行役常務 2021年4月 代表執行役専務 2021年7月 取締役 代表執行役専務 (現任) [調査広報部、企画部、主計部、経理部] 担当 <<取締役候補者指名の理由>> 角英幸氏は、アクチュアリーとして保険数理業務に高い専門性を有し、収益管理部門である主計部門や年金数理分野での業務経験が豊富であります。2015年から、主計部門、経理部門の副担当役員として、全社見地から、収益・財務基盤の強化を推進してきた実績がございます。2016年以降は、執行役常務として、主計部門、経理部門に加え、資産運用の事務管理を担う運用管理部門を担当し、2019年以降は、これらに加え調査広報部門も担当してまいりました。2021年4月代表執行役専務就任に際し、運用管理部門に替え企画部門の担当となり、全社経営戦略の企画・調整・推進に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。
5	くさ か かず ひこ 日 下 和 彦 (1963年2月26日生) <再任>	1986年4月 当社入社 2016年4月 執行役員 2018年4月 上席執行役員 2019年4月 執行役常務 2021年4月 代表執行役専務 2021年7月 取締役 代表執行役専務 (現任) [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当 <<取締役候補者指名の理由>> 日下和彦氏は、商品開発部門、保険販売部門等で豊富な業務経験を持ち、2011年以降は約8年間にわたり、商品部長として、各種医療・介護保障商品、貯蓄性商品や生活保険「未来デザイン1UP」、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”等、生命保険事業の根幹であり、お客さまに先進の価値を提供する商品の開発とその付帯サービスの拡充をリードしてまいりました。2019年以降は、総務部門、リスク管理統括部門、コンプライアンス統括部門、お客さま本位推進部門、運用審査部門の担当執行役として、担当する各部門の諸課題に取り組んでまいりましたが、2021年4月代表執行役専務就任に際し、事務サービス部門の担当となり、保険契約管理事務の品質向上等を通じたお客さまサービスの充実に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p style="text-align: center;">やま した とおる 山 下 徹 (1947年10月9日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1971年4月 日本電信電話公社入社 1999年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役 2003年6月 同社常務取締役 2005年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2007年6月 同社代表取締役社長 2012年6月 同社取締役相談役 2014年6月 同社相談役 2015年7月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データシニアアドバイザー [指名委員長、報酬委員長] (重要な兼職の状況) 株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役</p>
6		<p><<取締役候補者指名の理由>> 山下徹氏は、ITシステムの提供を展開する株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、7年です。 なお、当社は、同氏が2020年6月までシニアアドバイザーを務めていた株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	かま かず あき 金 和 明 (1948年12月26日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1971年7月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI)入社 2004年6月 同社執行役員 2005年4月 同社常務執行役員 2005年6月 同社取締役常務執行役員 2007年4月 同社代表取締役社長(兼)最高経営執行責任者 2012年4月 同社代表取締役会長 2016年4月 同社取締役 2016年6月 同社相談役 2016年7月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社IHI特別顧問(現任) [監査委員長] (重要な兼職の状況) 株式会社IHI 特別顧問 第一三共株式会社 社外取締役 株式会社東京証券取引所 社外監査役
<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>金和明氏は、総合重機メーカーである株式会社IHIの代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、6年です。</p> <p>なお、当社は、同氏が所属する株式会社IHIとの取引がございしますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に占める取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	<p>もり きみ たか 森 公 高 (1957年6月30日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1980年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1983年8月 公認会計士登録 2000年6月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2004年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 金融 本部長 2006年6月 同監査法人本部理事 2011年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャル サービス・ジャパン チェアマン 2013年6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年7月 森公認会計士事務所開設(現在) 2013年7月 日本公認会計士協会会長 2016年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 2017年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[監査委員]</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 三井物産株式会社 社外監査役 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 森公高氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、5年です。</p> <p>また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
9	<p>かた やま とし こ 片 山 登 志 子 (1953年6月3日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1977年8月 大阪家庭裁判所裁判所事務官 1980年4月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官 1988年4月 弁護士登録 1993年4月 片山登志子法律事務所開設 2005年7月 片山・黒木・平泉法律事務所(現 片山・平泉法律事務所) 開設(現在) 2005年12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長(現任) 2018年7月 当社社外取締役(現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 片山・平泉法律事務所 パートナー 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役</p> <hr/> <p><<取締役候補者指名の理由>> 片山登志子氏は、消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、4年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
11	しらかわとうこ 白河桃子 (1961年4月25日生) (戸籍上の氏名) こばやし みき (小林美紀) <社外取締役候補者> <独立役員> <新任>	1984年4月 住友商事株式会社入社 1988年10月 First Boston (Japan) Ltd. Tokyo入社 1989年7月 Lehman Brothers Co.Ltd. Tokyo入社 1993年10月 Decision Japan Co.Ltd. Tokyo入社 1998年2月 インドネシアに転住。同国在留中、執筆活動を継続 2002年4月 帰国後、白河桃子名義で本格的にフリーの著述活動、講演活動等開始(現在) 2013年4月 相模女子大学客員教授 2017年12月 東京大学大学院情報学環客員研究員(現任) 2018年4月 昭和女子大学総合教育センター客員教授(現任) 2020年4月 相模女子大学大学院特任教授(現任) 2021年4月 iU情報経営イノベーション専門職大学 超客員教授(現任) (重要な兼職の状況) 相模女子大学大学院 特任教授 株式会社サンワカンパニー 社外取締役 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役
<<取締役候補者指名の理由>> 白河桃子氏は、ダイバーシティ、働き方改革、女性やミドル人材活躍推進等の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、ジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたりダイバーシティ等に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、2022年5月11日現在の状況です。
2. 釜和明氏が社外監査役を務める株式会社東京証券取引所(以下「東証」という)は、2020年10月に株式売買システムにおいて発生した障害およびそれを契機として東証のすべての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、同年11月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は、当該事象発生以前より、東証取締役会において、安定性および信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っており、当該事象発生後は、東証取締役会において、東証親会社の株式会社日本取引所グループが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の調査状況および同委員会の調査報告書を踏まえて再発防止措置等の事項に関して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

3. 森公高氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループ（以下「JPX」という）は、2020年10月にその子会社の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という）の株式売買システムにおいて発生した障害およびそれを契機として東証のすべての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、同年11月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は、当該事象発生以前より、JPX取締役会において、安定性および信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っており、当該事象発生後は、JPX取締役会において、JPXが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の調査状況および同委員会の調査報告書を踏まえて再発防止措置等の事項に関して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
4. 当社は、山下徹氏、釜和明氏、森公高氏、片山登志子氏および山本謙三氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、5氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。また、白河桃子氏が原案どおり社外取締役に選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

5. 当社は、保険業法第53条の38の規定において準用する会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員として行った行為（不作為を含む）に起因して社員または第三者から損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち、損害賠償金または争訟費用を負担することによって生ずる損害を補償することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
6. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
7. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。なお、同基準を満たす候補者について、「独立役員」と表記しております。
8. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：橋本雅博

指名委員会：山下徹（委員長）、山本謙三、白河桃子、橋本雅博、高田幸徳

監査委員会：釜和明（委員長）、森公高、片山登志子、長瀧研一

報酬委員会：山下徹（委員長）、山本謙三、白河桃子、橋本雅博、高田幸徳

《ご参考》

「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方と各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

1. 「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方

「経営戦略に照らし、取締役会が備えるべきスキル等」として、当社では、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」、「生命保険事業」の9項目を特定しております。

当社では指名委員会において、毎年、取締役会の構成や取締役に求められる知識・経験・能力等（以下、スキル）に関する審議を行っており、社外取締役については、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」に関する豊富な経験と深い知識を有する方々を選任し、その高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待しております。

また、生命保険事業を営む当社にとって、「生命保険事業」に関するスキルは業務執行の決定や執行役等の監督を適切に行うために重要かつ不可欠であり、当スキルにつきましては執行役として多様で豊富な職務の執行経験を有する社内取締役が主として担うものとしております。なお、この「生命保険事業」のスキルには、「商品・サービス」、「収益管理（保険計理、経理、事業費、資本政策含む）」、「コンサルティング（リテール営業（営業職員、マルチチャネル）、ホール営業含む）」、「資産運用」、「海外事業」、「人事（教育、人事政策含む）」、「コンプライアンス・リスク管理」、「グループガバナンス」といったスキルを含みます。

9項目のスキルのうち、「消費者志向」と「ダイバーシティ」については、特に多義的な概念ではありますが、当社は企業理念「経営の要旨」の第一条に生命保険事業を通じ社会公共の福祉に貢献することを掲げており、「消費者志向」は、お客さま、社会から信頼される公正で良質な事業活動を通じ、豊かで明るい長寿社会の実現を目指す当社のパーパス（存在意義）に深く関わる大切なスキルであります。

また、当社は、お客さま、職員、社会にとって、「人」と「デジタル」で「ウェルビーイング（注）」に貢献する「なくてはならない」生命保険会社の実現を目指すことを経営計画の基本方針に掲げております。目に見えない保険の価値をお客さまにしっかりとお伝えしていくには「人」が介在することが重要で、デジタルの力も活用し、その「人に根差した価値」を磨き続けていく必要があります。このため多様な人材が活躍できる環境を整えそれを絶えず前進させていくスキルとしての「ダイバーシティ」は、当社にとって大変重要な意義を持つものであります。そして、多様なバックグラウンドを持つ取締役の存在は、多様な視点を生み、取締役会全体の判断能力の向上につながるものであることから、取締役会の構成につきましてもその多様性を念頭に置いて検討を続けてまいります。

（注）「ウェルビーイング」とは、「一人ひとりのよりよく生きること」であり、生命保険が提供する新たな価値を意味します。

2. 各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

氏名 ()内は年齢	当社における地位及び担当		企業経営	財務・会計	法務	金融・経済	消費者志向	デジタル・IT	国際性	生命保険事業
橋本 雅博(66)	取締役会長 代表執行役	指名委員、報酬委員	○			○			○	○
高田 幸徳(57)	取締役代表 執行役社長	指名委員、報酬委員	○				○	○		○
長瀧 研一(61)	取締役	常勤監査委員	○	○						○
角 英幸(59)	取締役代表 執行役専務	調査広報部、企画部、主計部、経理部	○	○						○
日下 和彦(59)	取締役代表 執行役専務	事務サービス企画部、契約サービス部、 お客さまサービス部、保険金サービス部、 契約審査部、法人総合サービス部	○		○		○			○
山下 徹(74)	社外取締役	指名委員長、報酬委員長	○						○	○
釜 和明(73)	社外取締役	監査委員長	○	○		○				○
森 公高(65)	社外取締役	監査委員		○						○
片山登志子(69)	社外取締役	監査委員			○		○	○		
山本 謙三(68)	社外取締役	指名委員、報酬委員	○			○				○
白河 桃子(61)	社外取締役	指名委員、報酬委員					○	○		○

(注)年齢は2022年7月5日時点。当社における地位及び担当は本議案が原案どおり承認可決された場合に予定している内容でございます。

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において監査役であった場合は、監査役就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。
※業務執行者とは、社外役員、監査役を除くすべての役職員をいう。
2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。
※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に占める取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。
3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。
4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。
※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。
5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。
 - ・当社の役職員
 - ・上記2～4のいずれかに該当する者

以上

